

清胤王書状群の研究

森 公章

はじめに

清胤王書状は九条家本延喜式卷二十八紙背文書として伝来するもので、三世王である清胤王が周防守某の任終・交替の事務に従事した際の様子が知られる。書状に見える年紀は康保三年（九六六）五月三日～九月一日であり、十世紀後半における受領交替のあり方がわかる史料として注目される。即ち、在京して交替手続きの実務に携わる清胤王と周防国との連絡の様相、雑掌、綱丁、弁済使、郡司など地方行政に関わる人々の動向などを窺うことができ、当該期の国務や国衙について理解する上で重要な材料と言えよう。

本書状は全三十一紙、十一断簡よりなり（下部は概ね切断されている）、活字本としては『平安遺文』二九〇～二九八号文書、『大日本史料』第一編之十一（八三五～八四七頁）があるが、ともに原形の文書配列を反映したものはなく、また未収の一断簡がある。そこで、現在では山口県史編纂に伴って作成された活字本や写真版を用いるのがよく、以下この成果に依拠して考察を試みることにしたい。今、断簡の順にアルファベットを付し、複数枚のものには紙数、全体に『平安遺文』の文書番号を併記すると、A（二紙、二九七―二）、B（二紙、二九六）、C（二九八）、D（未

収)、E(三紙、二九七一)、F(二紙、二九三)、G(三紙、二九五)、H(二九四)、I(四紙、二九〇)、J(二九二)、K(二九二)となり、JはKの追伸で、日付・内容から月日順に配列すると、K・J、I、F、H、G、B、E、A(C・Dは未詳)となつて、康保三年五月〜九月前後の行事が知られる史料であることがわかる。

清胤王書状を用いた研究は多いとは言えないが、当該期の徴税方式や運輸形態を解明する材料として分析が加えられている²⁾。内容読解については上記の山口県史編纂時に大きな進展があり、新たな活字本の作成や注釈が試みられ、また書状(B・D・H・K・J)、言上状(A・C・E・F)、辞状(I)の書式や書体の相違、内容に応じた使い分けのあり方といった古文書学的知見も呈されている⁴⁾。私は山口県史編纂に際して開催された清胤王書状の史料検討会の末席に加えていただいたことがあり、その時に若干の私積を試み、当該期の国衙の様相を知る数少ない史料としての重要性に啓発を受けたが、その結論部分のみを論考の一部で整理したところである⁵⁾。そこで、小稿では本書状群の全体を検討した上で、十世紀後半の国衙の運営をめぐる組織や人々の動向などを明らかにすることにしたい。

一 書状群の内容

まず本書状群の内容について、発給・到来日時順に整理し、時系列に基づいてどのような事態が進行していたのかを明らかにしたい。月日配列はK・J、I(五月三日発給)、F(五月十七日発給)、H(五月二十日発給)↓六月六日到来)、G(六月十一日発給)↓七月十一日到来)、B(八月三日発給)↓八月二十六日到来)、E(九月十六日到来)、A(九月一日発給)となる(C・Dは未詳)。延喜主計下式によると、周防国から平安京までは上十九日・下十日と規定されており、H・Bは少し幅はあるものの、概ね遵守、Gはやや遅延気味で、発給↓到来には二十日前後の日数を要すると

目される。K・Jは内容からI以前のものと位置づけられ、K末尾に「勘文付延正可奉上一、以明後日可下向」とあり、Jは「追申」で始まり、「子細勘文付延正□□」／「以明後日必可令三下向」(「／」は改行を示す)と記されているので、Kの追伸ということになる。

なお、周防前司某の任期は、Aに「件米、從去応和三年可春充者也」、「右衛門府大糧二箇」／「未下行」、是前司可弁濟者也」とあり、『北山抄』卷十吏途指南のP前司卒去国任終年雜米事には「租春米、任終年所春、即勘會当年抄帳」と記されているので、租春米は任終制をとらず当任分を納入するものであったから(卷三にも「雜米惣返抄四箇年(合格)、其年々(已当任)」とある)、応和三年から二年分大糧を納めていなかったとすれば、応和元年(九六一)〜康和元年(九六四)となる。受領功過定の上では天曆六年(九五二)の正蔵率分(『別聚符宣抄』天曆六年九月十一日官符)、康保元年の新委不動穀(『江次第抄』第四)、応和三年の齋院禊祭料(『小野宮年中行事裏書』所引応和三年四月十日宣旨)などが成立する頃で、本書状群では正蔵率分については問題になっているもの(F)。但し、『二中歴』には周防国は正蔵率分がないとある)、後二者は見えず、『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』などの儀式書に記された受領功過定の完成形態直前のものであることにも留意しておきたい。

【K】(『平安遺文』二九二号)

所被上□(未カ)勘定。其預人々結□／勘定之後、可言上用残之由、且大底□／三百石許、此内未下之物有_レ数云々。然□(則カ)／所_レ殘殊給_二景迹_一。謹言。

清胤謹言。付_二贄綱_一丁春茂_レ奉_レ入_二返抄_一。／抑所_レ被_レ上_二錢□(棄カ)仕米直并所在錢八_レ／□(五カ)貫六百廿二文也。所_レ被_レ雜用_二錢百六十七貫_一／百冊四文、其殘六百七十八貫二百七十八文可_レ用_二九百十貫七百六十文_一、不足二百卅二貫四百八□_レ／件勘文等付_二延正_一奉_レ入。此男依先參_レ／□問違也。佐出納先後勘文可_レ用_レ之_レ／□也。又蔵人

□布直并修理職《勘返□》□〔白カ〕□／□代等、勘返物粉千六百余石、額七万余□／□也。因之主税原〔寮〕助早可レ進_レ堪文。其□□／可レ勘_レ公文_レ者、彼随_レ仰可_レ令_レ進_レ堪文。□／勘文付_レ延正_レ可_レ奉_レ上。以_レ明後日_レ可_レ下向_レ□／調・大帳勘畢已了。但未_レ成_レ官符。近日之□／□

〔J〕〔平安遺文〕二九一号

□「□」□／追申。脚力昨日午上参著。御書□／令_レ分_レ奉所々。子細勘文付_レ延正□□／以_レ明後日_レ必可_レ令_レ下向。勘返之物大□□／此数也。御交替之間、件物可_レ用意。□／税帳可_レ成_レ用残_レ云々。公事勘済□／晚可_レ有_レ年内_レ云々。是即依□／營也。又在国牛不_レ侍_レ鞍□／調鑑□侍其乗物不調也。□／早令_レ上給。清胤繫牛一頭□□／以_レ昨日_レ斃已了。如同宿侍□〔如カ〕□／之用仕。而只今煩侍□□／早々錢随_レ候令_レ上給□□／間□□□其数亦公用数已□□／足云々。謹言。

Kは前欠の書状である（《》は傍書を示す）。Kでは贄綱丁春茂に返抄を付して送る旨、手持ちの錢（八四五貫六二二文・一六七貫三四四文・六七八貫二七八文）が必要量（九一〇貫七六〇文）に対して不足（二三三貫四八二文）しており、その勘文等は延正に付して送る旨を伝え、この延正が何らかのミスを犯し、佐出納（Fにも登場。藏人所の出納で、衛府の佐あるいは某司の次官を兼務か）から「先後勘文」を用いるべしとの指示を得たことを記している。また藏人所の布直（E―③）に布官旨発給の旨が見える。『平安遺文』一一六一号出雲国正税返却帳にも見ゆ）と修理職で勘返された□代『政事要略』卷五十七天慶二年（九三九）閏七月五日官符「応_下以_レ職移文_レ勘_中会諸国税帳雑交易物_上事」によるか）などによる勘返物の額を通知し、これについては主税助の指示に基づいて堪文（税帳勘会のために必要か）を提出するように伝え、勘文に関してはやはり延正に付して送る旨を伝達する。この時点では調帳と大帳の勘会は終了しており、返抄の官符（『北山抄』卷七「諸外印雑事」に「下_二諸国_一朝集・調庸・大帳・税帳等返抄事」とある）はま

だ発給されていないが、近日中に発給される見込みである旨を述べている。

Kの袖に記された追而書では、京上されたものについてはまだ勘定しておらず、その預の人々の結解を勘定した上で用残を言上するつもりであるが、凡そ三〇〇石程になる見込みで、このうちにはまだ下行していないものも数多いので、残額はもつと少なくなることを了解して欲しい旨を伝えている。そして、Kの追伸であるJでは、周防国からの脚力が昨日午前に到来したこと、周防前司からの書状はそれぞれの所に渡すこと、子細の勘文は延正に付して、明後日に必ず下向させることを記す。またK本文に記した勘返物の額はやはり概ねそれくらいになり、交替の間に留意すべき旨、税帳が用残（正税用残のことで、種々の費目に従って正税稲を支出消費した残稲。『北山抄』卷十吏途指南のH減省事によると、用残があると正税出挙本稲の定数削減が認められず、また翌年に加挙せねばならないので、受領は用残をなくそうとした）になりそうである旨、公文勘会の早晩は年内に終わる見通しであるが、これは今後の進め方次第である旨などを伝えている。そして、在国（人名か）の牛には鞍や調鐘がなく、乗物として使用できないので、早く鞍・鐘を京上して欲しいこと、清胤王の牛一頭が昨日死去して不自由な状況であること、K本文で触れた錢に関して、公用分も含めて、これからの使途を考えて、できるだけ多くの錢を京上してもらいたいことなどを要望している。

K・Jは調帳・大帳の勘会が終了し、今後税帳勘会などが行われる段階で記されたもので、公文勘会の全体的見通しなどが述べられており、Kの追而書で触れた人々の結解は次のIでもまだ勘定していない旨が見えるので、Iより以前の日付のものを目される。「明後日」に下向させるといふ延正は、Hに「付^二延正長嶋贄使^一進上如^レ件」、Gに公事勘済料錢の事は「以^二先日^一付^二延正^一造^二勘文^一奉^レ送^レ已^レ了」などであり、「延正長嶋贄使」を長嶋（周防国熊毛郡）贄使である延正と解すると、贄綱丁春茂と同様に、綱丁として京上した人物であったと推定される。綱丁は郡司クラスが存在であり、当該期では周防国の相当の在地豪族であつて、国衙の用務を果しつつ、相応の事務能力を有していたと考えられ

る。⁽⁸⁾ 清胤王と国元との連絡は、単なる書状運搬人である脚力だけでなく、ある程度実務能力を有する人々によって維持されていたのである。またK・Jで進上を求めている錢(特に公用分)が公事勘済料(公文勘会時に主計・主税寮の官人に渡す手数料)／G—③を含むものであることが知られる。

なお、K追而書・Jには交替手続きに関わる事柄の他に、在京して活動する清胤王らの牛車の牛に関する要望なども述べられている。B・Eによると、清胤王らは二条殿と称するかなり朽損のある殿舎(Fも参照)に寄宿しており、その活動・生活は周防前司からの給付によつて維持されていたことが窺われる。逆に言えば、周防前司はこうした人々を自分で組織して交替事務の完遂を期さねばならなかったのであり、受領としての組織力や材料が不可欠であった状況が看取される。

【I】(『平安遺文』二九〇号)

「一」／①一、奉_レ分_二黒作御贄_一事。／右、件黒作如_二国定_一奉_レ分_二了_一。長嶋・／仲河・小江・竈門四箇御厨持来已了、／大嶋未_二持来_一。可_レ被_レ召_二勘久見_一之。／②一、可_三追進_二上藏人所黒作返抄_一事。／右、以_二今明日_一令_二進上_一、可_レ奉_二其返抄_一。／藏大主彼贄殿別当者無_レ事／□(不カ)歎之。／③□(一カ)令_二漂夫_一(失)「多仁村官□残米九十一石直錢」／「□(勘カ)」／□□從_二室泊_一、大嶋・多仁両村船、他船竝_二枝船立_一前罷去已了。而輪(田脱カ)与_二河尻_一／間、吹_二伐船帆_一懸_レ波。而間荷取棄卅／余石者、以_二去四月十二日_一參_二著河_一／尻。即五百井有材来向_二此由_一。／乍_レ驚召_二取挾抄_一勘問之間、河尻辺／人々定_レ直俵別百冊文分行。是即／有材共所_レ残計、米九十一石残／者。即有材随_レ申分行云々。／件挾抄召捉、件直錢令_レ返、申_二左右_一／早不_レ進。非_二本国人_一是備中国船人／云々。因_レ之付_レ使件錢所_二勘領_一也。／以_二先日_一此由申上已了。／④一、未_レ得_二抄帳_一事。／右、抄帳依_レ不_レ具_二日収_一未_レ勘者。／至_二于只今_一先催_二日収_一、未_レ弁_レ之物／弁入、抄帳且可_レ令_レ勘之由召_二仰_一／雜掌。／⑤一、可_レ被_レ召_二

仰公実・福茂一所預置^一／働事。／右、在国之日、多仁・都乃両／村田、件人々預已了。而為三人々／被妨取^一云々。被^レ召問^一可^レ給^一二勢^一之。／以前、雜事且大底如^レ此。／所々御書返事追以進上。／□々結解未^レ被^一勘定^一。因^レ之／□申^一子細^一。謹辞。／康保三年五月三日／清胤王。

Iは前欠の辞状で、五月三日付で五項目（以上）の一ツ書の報告事項が記されている（便宜的に丸数字の番号を付した）。①は黒作（イカの塩辛の一種か）御贄の納入状況を報告したもので、熊毛郡の長嶋・小江・竈門、吉敷郡の仲河（仲河郷あり）の四箇所の御厨は進上しているが、大島郡の大嶋御厨は未進なので、久見（A―③に郡司と見える）を召勸すべきことを要請している。②では①の黒作について、それを今明日のうちに蔵人所に進上し、その返抄は後日送付する旨を述べており、蔵大主（蔵人所の役人か）＝贄殿別当は御贄の収納について異見がないので、きちんと納入が認められそうである（「事無ければ、これを歎かず」という予想を伝える）。

③は熊毛郡多仁郷の多仁村進上分の官米が湿損した件を報告している。この船は周防国から瀬戸内海を航行し、播磨国揖保郡の室泊から大嶋・多仁両村の船は他船と一緒に枝船（本船につく小船で、水路を先導か）を先に立てて出発したものの、大輪田と河尻の間で船の帆が吹き伐られて波がかぶってしまったため、船荷の米三十余石を破棄し、四月十二日に河尻に到着したという。こうした出来事については五百井有材がすぐに知らせてきたので、清胤王は驚いて挟抄を召問したところ、湿損米になってしまったためか、河尻付近の人々が俵別一四〇文の値段を決めて引き取るというので、有材とともに残米を計量したところ、米は九十一石が残っており、有材の指示によって売却したことがわかった。挟抄を召捉して、直銭を回収しようとするが、挟抄は言を左右にしてなかなか返却しようとしなない。挟抄は周防国の人ではなく、備中国の船人であったことも、統制が及ばない一因であろう。そこで、「使」＝檢非違使に依頼して直銭を勘領した旨を述べる。この件は既に先日に報告したといい、ここでは続報として詳細を伝えたのである。

a 『平安遺文』三七四号長徳四年(九九八)二月二十一日備前国鹿田庄梶取解

備前国鹿田御庄居住梶取佐伯吉永解 申請 檢非違使庁裁事。請_レ被_レ殊蒙_二 鴻恩_一 糺給_上、為_二撰津国長渚濱住字高先生・秦押領使水手秦米茂同意_一、預乗船勝載二百六十石船一艘并雜物等破□〔運カ〕取不安愁狀。副進日記。右、吉永謹檢二案内_一、船備前国鹿田御庄別当泷河幸連也。而秋篠寺美作国米百八十石・塩甘籠為_二勝載_一所_二借取_一。□吉永為_二梶取_一、勝_二載件米・塩等_一上道之間、以_二今月二日_一、於_二撰□〔津〕国武庫郡小港_一、為_二南大風_一入_レ海已了。爰彼寺使、件濕損米□〔等〕悉取下又了。爰水手秦米茂俄成_二奸意_一、船内雜物盜取□〔逃カ〕亡了。其後件米茂、長渚濱不善輩件字高先生・秦押領使等談取、吉永之身殺害□云々。因_レ之為_レ存_二身命_一、捨_二預船雜□〔物カ〕_一罷去之程、忝件船并雜物等、皆悉破運取者。為_レ愁之甚、□〔莫カ〕_レ過_二於斯_一。望請 檢非違使庁裁、被_レ糺_二返件不善之輩_一。□〔破運取カ〕船并雜物等_一、將_レ知_二公底之貴_一。仍注_二事狀_一、以解。長徳四年二月廿一日 備前国梶取佐伯〔吉□〔永カ〕〕。

③に記された海難事故と荷物の湿損・湿損物の処理については、aの事例が参考になる。年紀も比較的近く、aでは梶取と水手の紛擾、③は周防国側の五百井有材と備中国人である挟抄と、若干関係者のあり方が異なるが、挟抄が米を売却し得た背景には、泊や浜における不善輩のような存在と彼らとが結託することによって速やかな売却・処置が可能になるしくみが構築されていたためである。このような場合に、荷物を売却して何がしかの損害回収を図ることは当然の行為であつたらしく、有材も特に反対していない。但し、③では挟抄が売却代金を渡そうとしなかったといひ、実際の処理はより実務に通暁した挟抄に依存したものであつたことがわかる。aではまた、紛擾の解決を檢非違使に求めており、③の「使」を檢非違使と解する所以である。

次に④では主計寮が保管する調庸および諸国交易雜物などの返抄の案である抄帳について、納入分に応じた返抄である日収が揃っていないので、まだ勘会できない状況を伝えている。したがって今後の進め方としては、まず日収を催促

するとともに、未納入の物実を納入し、その上で抄帳（計帳の調庸輸納予定額を略抄した帳簿¹³）の勘会を行うようにする旨を、雑掌を召して命じたという。雑掌の活動はH・G・Aに見えており、この時点では国元から京上する雑掌の執務によって勘会を進める方式であったことが知られ、清胤王は彼らを統轄する司令塔の立場にあったのであろう。なお、揃えるべき日収の一端はBに見えている。

⑤は公真・福茂という者に預置していた佃の件で、この二人を召問して欲しい旨を依頼したものである。これによると、清胤王は周防国に在国していたことがあることが知られ、受領郎等として下向していたのであろう。その際に都濃郡多仁・都乃両村に佃を得て、これを預置して佃作させていたのである。ところが、清胤王が上京後にこの田地が妨取される事態が生じ、佃作を担当していた人々を召問するのに前周防守に助力を求めた次第であった。この件はE―⑥にも見えるが、受領郎等が佃を保有する状況は次のような事例が知られる。

b 永延二年（九八八）十一月八日尾張国郡司百姓等解文（『平安遺文』三二九号）第二十九条

一請_レ被_二永停止_一、守元命朝臣子弟并郎等、每_二郡司百姓_一令_レ誣_二作佃数_一百町料獲稻_二事_一。右、子弟郎等到着之初、交替之日、不_レ漏_二一烟_一、以令_レ預_二作佃_一満_二国内_一。就_二中息男頼方之佃_一、或郡四五町、或郷七八町、惣八箇郡令_二充作_一佃其数甚多。出拳之日不_レ充_二营料_一以令_レ誣_二佃_一、收納之期不_レ聞_二承諾_一訟_二、以徴_レ穎。即奪_二所_レ弁之官物_一、為_二所_レ誣之獲稻_一、况乎徴使土毛段別米四五斗、計_二如此積_一已倍_二正官物_一。暫経_二一稔_一之間、各成_二久年之貯_一。是只摧_二人之骨髓_一、為_二己之永財_一、随_レ分之楽、已以足之、無道之甚、歎而有_レ余。望請裁断、早被_二停止_一矣。

c 半井家本『医心方』紙背文書【30】年月日未詳某定文覚（第二十五卷第三十九紙）

勅乃事。今度請文云、古作田已六百町不作了。非_レ無_二乃み_一〔料カ〕、無_レ被_レ行_二非例_一。雖_レ然前司郎□〔等カ〕上下人及_二十余人_一、是皆悉件田堵等也。仍其処作田不_二力及_一由所_二陳申上_一也。実希有陳□〔述カ〕哉。何新司か前司京下

人を擲留天令作レ田候哉。縦在庁官人・諸郷□・保司等雖申二此旨一、令二同意一□申上言語□〔道カ〕断解状候敷。如何々々。全可致不作□不レ可レ候。只大略勸乃を致、如泥何故□。此条如延政に可レ被二仰聞一候也。

　bは本書状群とも年代が近い尾張守藤原元命の行為であり、ここでは国守の子弟・郎等が佃を点定する状況、特に守の子頼方は営料を支給せず、収穫のみを得ようとする行為があった点などが指弾されている。¹⁵⁾ cは大治二年(一一二七)の加賀守藤原家成の任初の状況を示すものと目され、やや年次が下るが、前司藤原季成の郎等千余人を古作田六百町の田堵にしていたため、彼らの退去により新司家成の代に作田を引き継げず、勸農を指示しなければならぬ事態が生じていたことがわかる。¹⁶⁾ 清胤王の場合は周防国の現地の人と目される公真・福茂らに佃作させており、在地の人々と適正な関係を築いていたのであるが、周防守某が任終になり、清胤王が交替事務遂行のために京上すると、現地の人々の向背があり、妨取が生じたのである。これはcに記された国司交替に伴い派生する状況として通有の側面があるのかもしれないが、「任終国司国人送来、是依レ不レ行二非法事一、自成二甘棠之詠一敷」(『中右記』保安元年(一一二〇)二月二十九日条)、「但馬守隆方ハ於二任国一逝去。然而秘二国人一称二重病之由一、舍弟僧声気色似タリケルヲ、輿ニノセテ上道、死人ヲバ入二辛櫃一相具云々。是国人之心為レ不レ変也」(『古事談』卷二一四四／承暦二年(一一〇七八)十二月十一日卒去)などに看取されるように、国司と在地の人々には緊張関係が強く意識される場所であった。

　以上、Iではこれらの項目を伝達するとともに、Jで付託された各所への書状に対する返事は後日進上すること、K袖書に見える結解はまだ勘定されていないことなどの進捗状況を述べている。

【F】(『平安遺文』二一九三号)

①□也。早可二勘糺一者也。但先年自二弁済所一下行者□□／借書一枚奉レ入レ之。／②一、可レ被レ上二東□(対カ)料檜皮一事。／右屋、雨降時不レ可二人居一、其材木往可二朽損一、□輪專堂葺レ之、不レ可レ有云々者、可レ被レ上二是大事也。／③一、

可_レ成_二内蔵司錢返抄二百貫文一事。／右、佐出納被_レ申云、彼司所_レ收錢二百貫文、而御任□□／料已_レ有_二余物一、已公納不_レ可_二請返一。須後司料□□／御料可_レ成_二返抄一者。件返抄追_レ進上。且_レ以_レ此《可_レ》察_レ之者。／慥造_二勘文一可_二言上_レ之。／以前、雜事大底言上如_レ件。抑參上之後、依_二勘文一「□□行調庸不足料之後、漸出_レ來其返抄四箇年料、一年之物不_レ究下。且不_レ勘_二抄帳_一之旨是等也。又無_二日_一／收寮料。因_レ之造_二解文_一令_二奏問_一聞_二之間、未_レ下_二其宣旨_一。／率分之事未_レ被_レ定。是右中弁依_レ不_レ被_二同_一渡也。頗雖_二催申_一、已及_二兩年_一未_レ渡給者。佐出納／以_二此由_一被_レ申。以_二今明日_一可_二渡給_一云々。錢使返抄未_レ／出_二來一年料_一者、因_レ之令_二進_一勘文、奉_二右中弁殿_一／如_レ件。／康保三年五月十七日／藤原〔花押〕〔頼国カ〕／三世〔清胤王〕。／追言上京中案内。／賀茂御社鳴事。今月十一日地震事。／□□〔縫殿カ〕權助大友貫之死去事。天變屢現事。／疫癘赤痢間発事。／右近藏人少将、四月廿七日駒牽日、行_二幸於武徳殿_一、／發_二給御病_一。彼以後十余日間、煩_二給赤痢_一。昨／□□〔日カ〕卒給了。賀加守_レ後生朝臣死去云々〔不_レ聞_二慥説_一〕。／洛下案内大略如_レ此。先藤帶出家之／事前日申了。□□頓首謹啓。

Fは前欠の言上状で、五月十七日付で三項目（以上）の報告事項を記し、交替事務の進捗状況について説明するとともに、奥に追而書で「京中案内」に関して伝達するという形になっている。なお、この言上状には清胤王とともに藤原頼国という者の署名があり、清胤王と相並ぶ形で交替事務を遂行する人物がいたことがわかる。

①は前欠のため不明の部分が多いが、先年に弁済所より下行したものについて、その借書一枚を送付する旨を報告している。『政事要略』卷五十一「天曆元年（九四七）閏七月二十三日官符「応_二調庸合期進納兼令_一精好_二事_一」には、

凡_二貢_一調庸_二使者、物之与_レ帳同領入京、式条已存。而近年以来、諸国之司、有_下置_二弁済使_一者_上、非_二公家之所_レ知。納_二官物於其所_一、成_二私計於其中_一。頼風一扇、利門争開、調使空帶_二此処之号_一、公物多失_二奔競之間_一。成_二返抄_一之時、合_二計於在下史生_一、補_二欠剩_一之日、矯_二事暗愚綱丁_一、府庫之空虚、公用依_レ其闕乏。

とあり、当該期には国司が弁済使なるものを私置し、官物の収納・支払いに利用することが問題とされていたようである。尾張国郡司百姓等解文第十七条「一請_レ被_二裁断_一、以_二旧年用残稻穀_一令_レ春_二運京宅_一事」、第二十二條「一請_レ被_二裁断_一、以_二不法賃_一、令_レ運_二上京宅白米糶黒米并雜物等_一事」、第二十三條「一請_レ被_二裁断_一、非_二旧例_一国雑色人并部内人民等差_二負夫馬_一京都朝妻両所令_レ運_二送雜物_一事」などに指弾される行為も、京宅周辺への物資運送・集積を窺わせ、これが弁済使の活動と連結するものと目される。『貞信公記』天曆二年六月四日条にも、「如_レ聞備中・伊予等国米多隱納也。伊与山崎宅、備中西寺」とある。弁済所に關しては、武藏（『権記』長保四年（一一〇二）八月一日条）、上野（『小右記』万寿二年（一一〇二五）八月二六日条）、出雲（『朝野群載』卷四保安三年（一一二二）十月一日今上親王家別納所下文）、播磨（同卷二十一天永四年（一一一三）三月七日大学寮牒）などの事例が知られ、後代には広く公認されていく。清胤王はG—④で運上米について弁済所の下文によって散用した旨を報告しており、初期の弁済使・弁済所の活動状況を窺う史料として重要である。¹⁷⁾

②はE—⑤に「可_レ葺_二修二条寝殿并東対等_一事」として登場する二条殿（B）の殿舎修造に関する要望である。上述のように、清胤王らはここを拠点に京内で活動していたが、『土左日記』承平五年（九三五）二月十六日条に「聞きしよりもまして、言ふかひなくぞ毀れ破れたる。家に預けたりつる人の心も、荒れたるなりけり」とあるように、受領の留守宅は荒廢しており、二条殿も不在の前周防守が所有する邸宅で、やはり荒廢が進んでいたことが窺われる。②では東対の屋根を葺く檜皮の送付を求めており、後代に平家の南都焼き打ちで炎上した東大寺大仏殿等再建の造営料国となった周防国は、木材や檜皮が豊富であったと考えられる。東対の檜皮は□輪專堂という別の建物の修造に流用されてしまったようであり、京宅の維持・管理が不十分な様子が看取される。この点は上述の尾張国の事例では、都との往来が頻繁であったようであることと様相が異なる。周防・土佐などは遠隔地であり、任中の帰宅は難しいと思われ、任地

との距離も大きく作用するのであろう。

②は内蔵寮錢二百貫文の返抄発給を伝えている。これは『延喜式』卷十五内蔵寮の季料に見える錢三百貫文に関連するもので、「右、一季料、依前件、季別申_レ省受_二大蔵省_一」とあるが、当該期には諸国供進物化しており、鑄錢司を有する周防国に賦課されるところとなっていたようである。Kに登場する佐出納の言によると、前周防守の任中納入量は既に納入すべき額を越えており、「余物」があるが、既に納入した分は返還には応じられず、後司の分に充当されるしくみであったことが知られる。中央官司の立場としてはこれでよいのかもしれないが、このような場合に前司は後司に先納分を請求するの否か、交替政の議題にならないのかどうか知りたいところであるものの、「勘解由使勘判抄」や不_レ解由状の実例（『平安遺文』四六〇九号）でも不足・無実・破損などが問題になるばかりで、このような事案は見あたらず、不詳とせざるを得ない。²⁰

Fでは以上の点を報告した上で、調庸の納入について、まだ一年分が不足しており、「返抄四箇年料」、即ち調庸惣返抄の発給がなされず、抄帳を勘定できないこと、諸司から主計寮に向けての返抄または出納に立ち会った主計寮官人が分取した返抄である日収寮料（『類聚符宣抄』第七天元三年（九八〇）四月七日宣旨に「爰諸国之吏、勘_二濟公文_一」之日、本司称_レ無_二寮料之返抄_一、更致_二勘会之煩_一」とある／G—①、E—②も参照）がないので、解文を作成して奏聞しているが、まだ宣旨が下っていない（E—②では九月十一日に下ると見える）ことなどを伝えている。また正蔵率分に関しては右中弁從四位上の源保光が兩年分の返抄を発給してくれない旨が伝えられており、調庸年料の十分の一（後に十分の二）を納入する率分は太政官の監督下にあつて、弁官一人が率分所勾当として率分所を掌る（『中右記』嘉保元年〔二〇九四〕六月二十五日条には「率分弁、近代多上臈、左中弁所_二奉来_一也」とある）ことになっていたから、保光は率分所勾当（率分弁）であつたのであろう。この件については佐出納の口添えが功を奏するところがあり、明日のう

ちに発給されそうであるという見通しを記している。その他、周防国鑄銭司（『三代格』卷四天長五年二月十七日官符所引天長二年〔八二五〕十二月二十三日騰勅符で設置）の返抄も一年分の不足が判明したといい、これについては勘文を進めさせて右中弁に奉ったとある。

Fには追而書があり、京内の様子を国元に伝えている。それらのうち、賀茂社の件は『紀略』康保三年五月十三日条、天変については『村上天皇御記』康保三年五月三日条（『紀略』八月十九日条も参照）、疫癘は『紀略』康保三年七月七日条などに関係記事が知られ、藤原助信・後生の卒去の日付がわかるのは本史料によつてのみである。駒牽についても『紀略』康保三年四月二十七日条に「天皇幸武徳殿覽駒牽」とあり、正確な情報であった。こうした都の動向は世事を伝えるとともに、前周防守が帰京してからも円滑に朝廷周辺に復帰することができるように必要なものであったと目される。

【H】（『平安遺文』二九四号）

（異筆）「康保三六月六日／到来」

清胤謹言。雑掌連並申文／一枚奉入。早被啓事由、返／□□所。及諸事、付延正長／嶋贄使進上如件。早所言／上之事、一々可蒙处分。／謹言。／五月廿日□清胤狀。／謹上前周防前司御館侍主達。

Hは五月二十日付の書状で、異筆の袖書によると、六月六日に周防国に到着したようである。内容としてはG―③にその活動状況が知られる雑掌連並の申文一枚を送付するので、これを早く前周防守に言上して欲しい旨が記されている。その他の諸事についてはK・Jに登場した延正（長嶋御贄使か）に付託して進上しているので、言上の内容に即してそれぞれに早く処置を願いたい旨を伝えている。

【G】（『平安遺文』二九五号）

〔異筆〕「七月十一日卯時到来」

清胤謹言。／言上雜事七箇条事。／①一、勘下始以去月廿二日二箇年抄帳上事。／右、以彼日始勘已了。而依無日收寮料、付藤藏人申下／宣旨。而可勘申諸司返抄案者。因之件抄帳不勘／畢。諸司之勘文請之間、暫可延引者。／②一、奉送未返抄日收勘文事。／右、件日收雖催責、事廻左右未濟進、事□〔忘カ〕有レ之。為□□、勘文奉送已了。／③一、可被早上公事勘済料錢事。／右、以先日付延正造勘文奉送已了。早錢四百貫許可被馳上。二箇年抄帳勘料下行已了。今二年料依無／「勘済」／推量之。／④一、奉送運上米用殘勘文事。／右、件米、依弁済所下文散用。事旨見勘文也。／⑤一、可被定下今二年抄帳雜掌事。／右、檢案内、連並請二箇年之使、未勘畢預／年抄帳。至于今二箇年者、隨国定可進退者、早可定遣者也。於後年有料物者、此間算師請始勘者。然而依無料物暫間延引。早可定／□〔遣カ〕之。／⑥一、奉送米結解二枚事。／高材預一枚。清胤一枚。／右、件結解為国覽進上。但於他人者各隨／身參向已了。／⑦一、□〔且カ〕勘済寺豐穗米代錢二十貫文事。／□□〔錢カ〕遣者□可勘納也。但豐穗申云、／石米内、且可弁申五十石之代錢卅五貫。今於二十五貫文者、追以月内可進送者。其殘五十石、長官御京上之時、可給米□／申補□之。／以前、雜事言上如件。／康保三年六月十一日／清胤王。

Gは六月十一日付の言上状で、七項目を伝達しており、異筆の袖書には七月十一日卯時（午前六時頃）に周防国に到来したとある。①はI—④では未着手であった抄帳勘会について、五月二十二日に二箇年分の勘会が行われたことを報告するものである。抄帳勘会には始勘と覆勘の二段階があった。始勘は済事・算師など下級官人によって行われるもので、こちらが実質的な勘会であり、主計寮の頭・助などによる覆勘は形式的なものと考えられている。²⁴これらの勘会には③に記載された公事勘済料として錢が必要であった（C—③には「例物」とある）。

なお、『新抄格勅符抄』長保元年（九九九）七月二十七日官符に「一応「重禁制」主計・主税二寮官人称「前分勘料」多求「賂遣」抑「留諸国公文」事」とあり、これは一旦は禁止されているが（長保新制）、『小右記』長元三年（一〇三〇）八月二十六日条に「諸国司申云、依「勘料過差」、更無_レ為_レ術之由愁歎尤深」とあり、『後二条師通記』寛治三年（一〇八九）四月二十七日条では伊賀国司解に「准「先例」、被_レ免_レ除任中間納官調庸租税、衛士・仕丁并諸司二寮勘料、前分志土産饗料等」ことを請うと見え、『中右記』天仁元年（一一〇八）十二月十日条に「今日大弁以下諸弁參_三集南所_一、有_二諸司勘料前分減法之定_一云々」とあつて、その存在は既定のものとなつてゐることが窺われる。²⁵その他、勘会に際しては国より返抄目録が呈される例が知られ（『朝野群載』卷二十七長治三年（一一〇六）正月二十一日山城国公文所返抄目録）、この時点で周防国がそのような目録を作成していたか否かは不明であるが、I―②・F―③には清胤王が国元に返抄を送付している様子が看取できるので、返抄目録が作成されたのではないかと考えられている。²⁶

①によると、始勘は終了したが、Fでも報告しているように、日収寮料（E―②）「主計寮「寮案」」がないので、藤藏人に宣旨を出してもらい諸司の返抄案を勘申しなければならず、抄帳はまだ勘畢しない状態であることがわかる（E―②でもまだ勘会ができていない）。諸司の勘文を要請している間は、暫く延引にならざるを得ない状況であるという。藤藏人は不詳であるが、この康保三年六月時点では、五位藏人に藤原濟時・為光、六位藏人には共政（式部少丞）・為信・時清・信輔などがいた。²⁷

次に②ではまだ返抄を得ていない日収の勘文を送付する旨を伝達している。日収の件はI―④でも触れられており、Bにはその後に出された日収が掲げられている。I―④には「未_レ弁之物弁入」とあり、ここで「催責」の対象で、「未_二済進_一」と非難されているのが中央の諸司なのか、あるいは日収発給の前提となる綱丁・雑掌らによる調庸物などの済進をふまえた上でのものあるとすれば、綱丁・雑掌らなのかは両様に解釈することができる。ともかくも、日収の

勘文を送付し、諸司からの日収取得が必要な項目、あるいは綱丁らによる弁済の上で日収発給が必要な項目を伝えると述べるのである。

③の公事勘済料は、上述のように①に関連するものである。二箇年抄帳料は既に下行したといい、手持ちの銭でまかなうことができたのであろう。しかし、Kで延正に付して勘文を送り、銭の不足を訴えていたように、残りの二年分の抄帳勘会に充てる銭はないという状況になっていた。ここに記された四百貫文がそれに必要な額であるとすれば、一年分が二百貫文という「相場」になるが、この四百貫文がすべて抄帳勘会のためのものなのか、あるいはその他の必要額を含めたものなのかが不明であり、一つの目安に留めておきたい。

④はK冒頭の袖書（追而書）に記された米の用残について、勘文を作成して送付する旨を伝えている。運上米はI—③のような方法で周防国から京上され、都周辺の弁済所に集積されていたものと思われる。弁済所からの下行は、前欠で事由不明ながら、F—①にも記されており、在京の清胤王は用務遂行や滞在費として必要な米を使用したのであろうが、その使途・消費状況を報告していたのである。

⑤では、①に見える二箇年分の抄帳については雑掌の連並という者が担当者として始勤が行われているのに対して、残りの二箇年分の担当の雑掌が決まっているという状況が知られる。この段階では雑掌は在地の人間を起用するものであり、周防国で選定されることになっていた。したがって担当の雑掌を早く決定して欲しいと要請しているのである（A—②には雑掌晴延の逃去が記されているので、彼が担当者になるのであろう）。この残りの二箇年抄帳も③で要求した公事勘済料の銭が届けば、算師が始勤の作業に入るが、銭がないので遅引している状態であることを説明している。

⑥はIの末尾に「□々結解未^レ被^二勘定^一」とある事柄に関連すると目され、高材という者の預り分一枚、清胤王の一枚を「国覧」、即ち前周防守の閲覧に供するために送付するという。この二人以外の人々の米結解については、各自が

隨身して既に周防国に参向しているとある。この米の性格はよくわからないが、⑦では寺豊穂という者が米代の錢二十貫文を支払ったことが報告されており、参考になる。豊穂は米百石のうち、五十石について代錢三十五貫文を支払うと約束し、⑦で二十貫の勘済がなされ、残りの十五貫は月内に進送するとある。また残りの五十石に関しては、前周防守が上京した時に米で返納するということであるらしい。高材については、綱丁とする説もあるが、清胤王と併記されていることや寺豊穂と前周防守の關係を参考にすると、彼らはいずれも郎等クラスのもので、米を借りて、私用に消費するか、それを運用して何らかの利潤を得るような活動を展開していたのではないかと思われる。とすると、ここには受領と郎等との關係や郎等の処世の一端がかいまみられることになる。

【B】〔平安遺文〕二九六号

〔異筆〕「康保三年八月廿六日到来」／件古錢者人所□「／其代殊給恩給□「／可被_二執啓。謹言。

清胤謹言。以_二今月二日_一安行到来□「／仰旨。抑以_二先日_一未_二出来_一日収勘文「／其後所_二出来_一日収、長殿返抄、元□「／分返抄、内蔵欄子代油返抄、官厨「／抄等也。未_二出来_一綿代錢七十貫文「／□〔預カ〕者。又雲林院宣旨錢八十三貫文、官「／未進米六斗、大膳職返抄、主殿寮□〔返カ〕「／□件返抄近日之間、催請可_レ□〔勘カ〕_二「／抄帳_一、所_レ給之物安行等所_レ申願《有》相「／□〔然カ〕而不_レ弁_二其事_一之間、不_レ問_二案内_一。於_二公文_一者「／□觀殿《用》途帳被_レ下之後、未_レ下_二承知官符_一「／□内可_二出来_一者。相_二待件官符_一之間、自_レ□者。公事案内且如_レ此。子細追以□「／□上之。二条殿日來米已絶。廻_二左右□「／□尽術更無_二他計_一。諸事追執／啓如_レ此。清胤謹言。／八月三日清胤状上。／□〔謹カ〕上遷替院侍主達御中。

Bは八月三日付の書状で、八月二十六日に周防国に到来している。八月二日に安行という者が周防国から上京し、前周防守の指示を伝えてきたことを受けて認められたものである。I—④・G—②で知らせた日収の取得について、その後の

進捗状況を伝えている。大蔵省長殿の返抄、「元□「分」（康和元年分の何らかのか）の返抄、内蔵寮に納入する櫛子（民部下式には交易雑物として櫛子四合、内蔵寮式の諸国年料供進にも櫛子が見える）の代わりに貢納した油（主計上式には中男作物として海石榴油・胡麻油が見える）の返抄、太政官厨家に貢納する米（『政事要略』卷五十三延喜十四年八月十五日官符「一定諸国例進地子雑物事」に周防国は白米六十斛とある）の返抄は発給されたという。

しかし、まだ発給されていない日収として、まず綿代錢七十貫文が挙げられている。主計上式の周防国の調・庸に見え、『小野宮年中行事』二月・御読経事所収天祿元年（九七〇）九月八日宣旨に「永宣旨料春季御読経料米、毎年正月内早令三進納」。若違期致三未進者、将レ拘三一度勸賞者」として、「越前国年料米、内百斛（六十斛周防国綿代錢代）」、また『西宮記』卷三年中行事・三月の季御読経にも「供物。米百石、越前国年料米内、天祿元年九月七日永宣旨（正月内可レ進）。錢六十貫、周防国綿代内、貞元二年（九七七）二月九日永宣旨、正月内可レ進」などと規定される季御読経料として永宣旨料物に指定された綿代錢も存した。²⁰但し、綿代錢六十貫が永宣旨料物になるのは、清胤王書状の段階よりも少し後のことであるから、ここでは調・庸の綿について錢で代納しており、そのうちの六十貫文が永宣旨料物に転化していくと考えておきたい。なお、この綿代錢については、九月十六日到来のE―①の未発給の返抄には出てこないで、この間に取得されたものと推定される。

次に雲林院宣旨錢八十三貫文の日収も未発給であった。これはE―①でもなお未発給で、「雲林院錢一枚」と見える。雲林院は、『大鏡』冒頭の設定で大宅世継と夏山繁樹が昔語りするのが雲林院の菩提講（五月に実施）であり、著名な存在であった。もとは淳和天皇の離宮として創建されたもので（紫野院）、応和三年（九六三）三月十九日には村上天皇による勅願の多宝塔の造塔供養が行われている（『紀略』、『本朝文粹』卷十三など）。時あたかも村上天皇の治世末期であり、「宣旨錢」とあるように、この雲林院関係の貢納は永宣旨料物制の先蹤となるようなしくみであったことを窺

わせる事例として興味深い。

やはり未発給の「官」「未進米六斗」は、E―①の「官厨家米一枚」に相当するものであろうが、取得済みの日取として見える「官厨」「抄」との関係は、この項目の正確な名称がわからないこともあって、不明とせざるを得ない。次の大膳職返抄はE―①には見えないので、この後に取得できたものと思われる。大膳下式の諸国貢進菓子の中には周防国はなく、大膳職と周防国の関係は不詳であるが、大膳職は宮中での様々な食事を提供していたから、その料物の中に周防国からの徴収品があり、その返抄を出すということが必要であったのかもしれない。「主殿寮返」はE―①に「主殿寮油一枚」とあるもので、主計上式には周防国の中男作物として海石榴油・胡麻油が見えている（文治六年（一一九〇）四月主殿寮年預伴守方解〔鎌倉遺文〕四四〇号）には、周防国は年料油三斗八升二合八夕とある。以上の未発給の返抄（日抄）については、近日のうちに催請して抄帳と勘会するべきことを報告しているのである。

本文冒頭に記された安行の到来をめぐって、給付物について安行らが述べることと大きく相違があるが、安行らはその間の事情を説明できないので、問いただしていない旨を伝える。そして、「公文」Ⅱ正税帳（A―④）の「公文勘済」Ⅱ「勘税帳」に関しては、『扶桑略記』天徳四年（九六〇）九月二十八日条「定造宮」（中略）貞観殿（周防）。（下略）」とあるように、内裏火災の再建では周防国が貞観殿の造営を担当していたので、貞観殿用途帳は下されたが、「承知官符」Ⅱ諸国に下した太政官符の内容に関わりを持つ在京諸司（所司）に対してその旨を通告する太政官符、³⁰ここではE―③に見える貞観殿用物官符を周防国に下した際に、民部省にその旨を通知する官符はまだ下されていないという状況を述べている。これはK・Jで触れられていた税帳勘会を進めるには必要なものであり、この時点ではなお税帳勘会が終了していなかったことがわかる。現在は承知官符の発給待ちというところであった。

以上で公文勘会の進捗状況の報告を終え、本文末尾では清胤王らが居住する二条殿で最近米がなくなっており、色々

と手を尽くしているが、打つ手がないという苦境を訴えている。その他、袖書では古銭云々のことが述べられているが、本文との関連が不明で、文意は不詳とせざるを得ない。

【E】〔平安遺文〕二九七号一〕

（異筆）「康保三年九月十六日到来。／主計權助御用意極以朝□□／以此由可被問□《主》税頭連茂之□□／屢々被レ申者早可レ返給□□／非返□□〔給カ〕□□／可転送□□」

清胤謹言。／請去八月十三日御書、後八月九日到来、并言上雜事等事。／①一、調庸事。／件調庸料物、依員究進更無未進。其後未出来返抄□□／雲林院錢一枚、主殿寮油一枚、官厨家米一枚、雖相催□□／抄事忘有之。公事之体自然如此、以之為歎。心神不□□〔安カ〕□□／与不事未承一定。祈禱仏神、御与否之事自然定歎□□

②一、抄帳事。／件抄帳、四箇年料且始勘・覆勘已了。而依無主計寮□□／寮案六枚、不勘会抄帳。因之申下宣旨、勘申諸司□□／其後経日不下宣旨。僅被下今月十一日宣旨、所司勘□□〔出カ〕□□／有相違。今明日之間、相計令勘直可勘会抄帳。但□□／来於返抄者日々相催更以不怠。徒送日月寤寐□□〔歎カ〕□□／抑為御覽宣旨案二枚奉送。勘畢抄帳請惣返□□／早可參下之。／③一、年々公文事。／件公文料物、依員究行已了。其後依藏人所布直并□□／觀殿用物官符、于今未勘公文。而布直宣旨□□／出来又了。至于官符、今明日之間、令成承知符。其間□□／晚以之為歎。同相催更以無懈怠之。／④一、鑄錢司用途帳事。件帳、日々相催使々。而称不請料物之由、類以愁申。此□□／見・安来等預錢返抄未并請、自以煩之。就中豊生□□／料物無愁者也。而預公文二箇年帳未勘申。類雖□□〔召カ〕□□／更以無益。仍錢借給五貫文、僅以令勘。錢収於出来□□／更有何妨乎。／⑤一、可葺修二条寢殿并東对等事。件屋、無仰以前、申事由修理進。因之以去夏之比、文□□／所檜皮可運上之由、度々差遣使者。即可上之由申諾□□／米先立用駄賃。其後寄事

左右、迄今日「更不_レ上」／頗為_レ水流失者所_レ申無_レ理。縦雖_レ有_レ檜皮、不_レ可_レ修理□□（用カ）／「尽更廻_レ何計_一。就_レ中寢殿降雨滴湿、不_レ可_レ人居_一。何□□／「対非_レ可_レ滴云、宛雨如_レ降。已依_レ国定_レ寄宿之間、更□□／「方不_レ可_レ修理_一。為_レ之如何_一。如_レ此事可_レ推量_一者也。／⑥一、公実・福茂預田事。／件田事、承悦無_レ極。但於_レ福茂預方_一、為_レ二人々_一被_レ妨作_一。「／可_レ召糺_一者也。兼又給_レ為_レ正仰事_一可_レ勘納_一。其糶米、即「／上之。／⑦一、請_レ被_レ糺_一返郡司礼茂預鹿毛馬一疋事。／右、依_レ礼茂愁状_一、以_レ先日_一言_レ上事由_一、而未_レ被_レ裁定_一。早被_レ／弥知_レ国恩貴_一之。／⑧一、藏人御方用物事。／件御方用物者、有_レ数無_レ物、随_レ有_レ令_レ奉。更不_レ可_レ申_レ多少□□／退。今有_レ此仰_一以勤仕之。

Eは九月十六日に周防国に到来した言上状で、八月十三日の前周防守からの書状が閏八月九日に清胤王の下に到来し、それを受けて八項目（以上）の事柄について報告したものである。袖書には主計権助の配慮や主税頭藤原連茂（『尊卑分脈』二―三五九頁／魚名流末茂孫）に尋ねるべきことなどが見え、中央での公文勘会に関する記述と目されるが、文意は不明とせざるを得ない。

①は調庸の弁済・公文勘会の状況を述べるもので、Bで未取得とされていた返抄について、なお未発給のものとして雲林院錢一枚、主殿寮油一枚、官厨家米一枚があるという。これらに関しては返抄を催促しているものの、諸司側の怠慢により進捗がないことを歎いている。諸司の仕事ぶりへの諦観、心神の不安、もう仏神に祈るしかないという苦境を訴え、返抄が発給されるかどうかは自ずから決まるものだと述べる。

②は抄帳について、四箇年料の始勘・覆勘が終了したことを伝えている。但し、「主計寮「寮案」、即ち諸司から主計寮に向けての返抄または出納に立ち会った主計寮官人が分取した返抄六枚がないために、抄帳を勘会することができない状況であった。そこで、諸司に対して返抄についての勘申を求める宣旨を下してもらおうとしたが（F「又無_レ日

収寮料^一、因^レ之造^二解文^一令^二奏聞^一」、G—①「而依^レ無^二日収寮料^一、付^二藤藏人^一申^二下宣旨^一、而可^レ勘^二申諸司返抄案者^一」、その後日が経っても宣旨が下らず、閏八月十一日になって漸く宣旨が下り、司が勘出したものの、相違が生じたことを説明しており、明日のうちに色々と手を尽くして勘じ直させ、抄帳と勘会する予定であることを知らせている。その他、未発給の返抄については日々催促をして怠っている訳ではないが、徒らに日月を送り、寝ても覚めても歎くばかりであるという。自分たちがきちんと仕事していることを示すためか、前周防守の御覽に供するために、宣旨二枚を送る旨を記し、抄帳を勘畢し、惣返抄を得て、早く国元に戻りたいと述べている。

③は「公文」Ⅱ正税帳の勘会に関する事柄である。正税帳に関わる料物は規定通りに納入したが、その後に蔵人所布直(K)と貞観殿用物(B)の官符のために、現時点でまだ税帳勘会ができていないことを報告している。しかし、布直宣旨は発給され、貞観殿用物官符は今明日のうちに承知符(B「承知官符」)が出されるという見通しを伝え、官符が発給されるまでは歎くばかりであるが、怠りなく催促しているという仕事ぶりを強調するものである。

④は周防国に存した鑄銭司の用途帳に関わる報告である。狩野文庫本『類聚三代格』卷四天長二年四月七日官符には、「一停^二鑄銭使^一事」として「依^二太政官弘仁九年三月七日符^一、停^二長門国司^一、新置^二鑄銭使^一。今停^二止件^一、復^二長門国^一畢。宜^二雜務一事已上^一、惣付^二国司^一」とあり、長門国の鑄銭使が廢止され、「一置^二鑄銭司^一事」として「其序事者、定^二周防国吉敷郡便宜地^一」とあって、周防国に鑄銭司が置かれていた。『三代格』卷十四寛平八年(八九六)三月四日官符「応^下便割^二周防国田租穀^一充^中鑄銭雜物直上事」には、「割^二彼国納官租穀六千九百九斛九斗二升内^一為^二鑄銭料雜物直^一。其応^レ用白米・黒米・春・塩・蒜・絹・庸布・商布・調綿・庸綿・鹿皮・牛皮・油・鉄・鍬・砥・採藁・紙・墨・筆・薦・苫・稻等之雜物直、准額二万六千九百七十六束四分二毫、相折猶遺穀四千二百十二斛二升五合。然則雖^レ有^二損年^一、猶以可^レ足矣。況無^レ損年事無^二余利^一乎」と記されており、鑄銭司の用物は周防国の租穀から充当されていたことがわかる。

④では鑄錢司用途帳について、毎日使たちに催促してるが、料物をもらっていないと称して、頻りに愁い申す状況であると報告している。「不_レ請_二料物_一」¹という言い回しは、A―②に「可_レ被_下早_令料物隨身_上追_中上雜掌晴延_上事_一」と相似しており、「而預公文二箇年帳未勘申_一」という事態の原因となるものであつて、用途帳の勘申に必要な費用を指すのであろう。□見・安来らが預かつている年料錢の返抄（主計上式「凡鑄錢司所_レ進年料錢、隨_三所_レ進數_一、且附_三綱_一丁_二収_二収文_一、至_三十年終_一令_レ進_二惣帳_一、勘會已訖乃与_二返抄_一」とある）は未取得なので（Fも参照）、自ずと困る状況になつてゐる。しかし、豊生に關しては、料物については愁いがない筈であるのに、預公文二箇年帳をまだ勘申しておらず、頻りに召喚してゐるのであるが、効果がないことを述べ、錢五貫文を貸与して、漸く勘申させることができたという。清胤王はこれも年料錢の収文が出来するのであれば、何の妨げにもならないと述べてゐる。

⑤はF―②に見える二条殿の寢殿と東対の葺修に關する要望である。これは夏頃から檜皮の運上を求めて度々使者を差遣し、運上を許諾されたので、米を先に駄賃として支払つたところであるが、その後あれこれといつて今日まで進上がない状況であるという。『紀略』康保三年八月二十五日条には「奉_二幣丹貴_一二社_一。依_二霖雨_一也」、閏八月十九日条には「遣_レ使巡_二檢洪水_一。或流_二失屋烟_一、或漂_二没資儲_一。又西獄垣為_レ水破衝五六条、及_二西河_一渺々如_レ海」、二十一日条は「為_二止雨_一奉_二幣十六社_一」などによると、この年の秋には雨が多かつたようである。したがつて二条殿の建物の屋根が水のために流失してしまい、今まで申上してゐたことはもう理屈がたたず、たとえ檜皮があつたとしても修理し難い状態になつてしまつたと述べられている。特に寢殿は雨が降ると雨漏りがして、人が住める状況ではなく、東対については雨漏りではなくまるで雨が降るような様相を呈している。清胤王らはこの二条殿に国からの指定で寄宿しているが、修理ができない状態になつており、どうしたらよいか尋ねるとともに、苦境を訴える次第であつた。

⑥はI―⑤で要請した、清胤王が在国中に公実（真）・福茂に預けた田の件で、この間に前周防守の介入がなされた

点について礼を述べるとともに、福茂への預田に関しては人々に妨作されているので、召し糺してもらいたい旨を伝える。また為正という者に対しては、預田の收穫を勸納するように指示して欲しいこと（あるいは「為正」「正しい、正当な」の仰せ事を給わって）、その糺米は京上してもらいたいことなどを記している。

⑦では郡司礼茂に預けた鹿毛馬一疋を糺し返して欲しい旨を言上する。この件でも礼茂が何者かに妨害され、清胤王に愁状を呈していたようであり、清胤王は前周防守に裁定を依頼していたが、この時点ではまだ裁定が下されていないようである。

⑧は藏人の御方の用物に関するもので、用物は数は多いが物が無いという状況を説明し、入手でき次第に多少に関わらず奉ることを述べる。この件については八月十三日付の前周防守からの書状で要請があったようであり、清胤王はますます勤仕する旨を伝えていいる。

【A】『平安遺文』二九七号―二

①件米、從去心和三年可春充者也者。然而且以御内奏隨成敗耳。若不_レ被_レ免者、自三年税帳可_レ主税助以_レ此由_レ被_レ申了。為_レ之如何_レ之。／②一、可_レ被_レ早令_レ料物隨身_レ追_レ上_レ雜掌晴延_レ事。／件晴延棄_レ預公文_レ寢〔竊カ〕以_レ逃去。而問預公文稱_レ不入_レ由_レ未_レ成之。此即預公文興安所_レ申也。傍人可_レ為_レ〔此カ〕可_レ被_レ召_レ勸_レ之。／③一、可_レ被_レ早追_レ上_レ郡司久見預御贄_レ事。／件御贄以_レ先日_レ被_レ追_レ上_レ者。而送_レ日月_レ不_レ運進_レ。如_レ此_レ／事之間、要望之人已有_レ其數_レ之。早可_レ被_レ追_レ上_レ。／④一、被_レ召_レ仰_レ右衛門督殿主税寮官人税帳_レ事。／右、以_レ今月廿八日_レ被_レ召_レ仰_レ云、右衛門府大糧二箇_レ未_レ下行_レ。是前司可_レ弁_レ濟_レ者也。件大糧未_レ弁_レ之_レ勸_レ税帳_レ者、定可_レ有_レ公文勸_レ濟_レ之煩_レ。且以_レ此由_レ之。是前遠江權守所_レ相_レ傳_レ也。其次被_レ仰_レ。／有_レ相談_レ事、至_レ于_レ今_レ更_レ以_レ無音。如_レ此_レ被_レ仰_レ。／⑤一、大糧御申文内奏_レ了_レ未_レ被_レ仰_レ下_レ之。／以前、雜事言_レ上_レ如_レ件。／康保三年九月一日 清胤

Aは九月一日付の言上状で、五項目（以上）の事柄を報告するものである。①の春き充てるべき米とは、④の大糧米のことを指すと目され、ここでは応和三年（九六三）分から春き充てるべきことを迫られており、現在内奏を行っているので、その裁定に従うこと、もし免除されなければ、応和三年の税帳から支出せねばならないことなどを主税助が述べているといい、これをどうするかを問うている。④には、閏八月二十八日に参議正四位下右衛門督藤原朝成が主税寮官人に税帳を召し仰されて、大糧二箇年分が弁済されていないこと、これは前司である前周防守某が弁済すべきであることなどが通告されたとある。大糧米が未済のまま税帳を勘会すると、公文勘済の煩いが生じることになるので、前遠江守がこの旨を伝えてきたという。その際に前遠江守がさらに言うには、相談する事柄があったが、今に至るまで連絡がなく、上記のような事柄が通告されてきた状況であると述べられている。なお、⑤では大糧申文の内奏は行つたが、まだ裁定が下っていないことを記す。

本章冒頭で触れたように、大糧米は年料租春米から充当されるもので、任終年制ではなく、当任分を納入するしくみであった。大糧米の納入がないと、中央諸司、特に中下級官人は困窮するので、『今昔物語集』巻二十八第五話「越前守為盛、付二六衛府官人」語」では、「諸衛ノ大糧米ヲ不成ザリケレバ、六衛府ノ官人・下部ニ至ルマデ皆発リ、平張ノ具共ヲ持テ為盛ノ朝臣方家ニ行テ、門ノ前ニ平張ヲ打テ、其ノ下ニ胡床ヲ立テ、有ル限り居並テ、家ノ人ヲモ出シ不入ズシテ、責メ居タリケリ」と、受領と直談判に及ぶ様子が描かれている。越前守藤原為盛は万寿五年（一一〇二）八月長元（元）四月六日任で、『小右記』長元二年閏二月五日条では既に卒去していたことが知られるから、これは長元元年の話ということになる。夏の六月のことで、早朝から未時（午後二時頃）まで熱中に放置した上で、為盛は衛府ごとに官人らを呼び入れ、塩気のある魚や熟した李、また下剤となる朝顔の種を混ぜた酸味のある酒などを供給し、それを食した衛府の人々は下痢をもよおし、次々に退散することになり、この直談判を退けるといふ展開で、「其ヨリ後、懲ニケル

ニヤ有ラム、物不成サヌ国ノ司ノ許ニ、六衛府ノ人発テ行ク事ヲバ不為又事ニナム有ケル。極タル風流ノ物ノ上手ニテ、追返サムニモ不返マジケレバ、此ル可咲キ事ヲ構タリケル也トナム語り伝ヘタルト也」と評されている。

清胤王書状はこの話よりも前の時代であり、公卿である衛府の長官が主税寮に申し入れをするという形で、圧力がかけられたのであろう。以上の大糧米の件は①・④・⑤に分割して記され、⑤の一ツ書のみで、その説明を欠くという書きぶりになっている。思わぬ横槍に慌てたのか、あるいは時系列に即して報告しようとしたのか、いずれにしてもやや未整理のまま言上状を認めたという観が強い。

②は雑掌晴延の公文棄却と逃去に関する事項である。H・G―⑤に登場する雑掌連並は、二箇年分の抄帳の勘畢を担当しており、あと二箇年分の担当者が未定であったが、その担当に選定されたのが雑掌晴延ということになる。八・九世紀の雑掌は四度使に随行するもので、在京中には四度使公文の外題を下され、官に参着し、公文を勘申することを主務としていた（太政官式、民部下式、主計下式、勘解由使式）。この公文勘申は本来国司である四度使の任務であったが、九世紀になって顕著になる使不参によりとられた措置である。しかし、雑掌は八世紀段階から、在京中に国元からの文書を関係諸司に通送したり（『大日本古文书』三一四〇四～四〇五）、使の一員として使解に署名したり（四一八三・二一四）しており、国元への文書を付託される例もある（六一二九〇～二九一）から、公文勘申に通曉する存在であったことが窺われる。この雑掌は各使に二人ずつ（『三代格』卷六大同四年正月二十六日官符）、一年交替で、白丁から任用されるものであり、在地から国務補助者として起用されるような相應の勢威・能力を有していたと考えられる。⁽³¹⁾

九世紀段階では、『三代実録』元慶五年（八八二）十二月七日程「禁断諸司諸寺諸院諸家徴物使等究勘諸国貢調綱領郡司・雑掌」などの例が知られ、元来公文のみを扱っていた雑掌も中央諸司から未進物の徴収対象となっており、

責務を追及される存在であつた。ここで晴延が逃去したのは、こうした案件があつたのか否か、事情は不明であるが、十世紀中葉の時点でも雑掌は在地出身者で、二人が選定されるものであつたことがわかる。預公文興安の立場は不詳であるが、晴延が棄却したままの公文を保管する役割を果しており、ここでは興安の報告により晴延の逃去を知つた清胤王が、国元に晴延の召勘を求めているのである。あるいは雑掌の下に預公文という専門の役割が設けられていたのかもしれないが、そうなると、公文勘申における雑掌の重要性に鑑みて、組織編成が強化されていたと見ることができよう。

③はI—①に「大嶋未_二将来_一、可_レ被_レ召勘久見_一之」とある黒作御警進上に関する事柄で、ここに郡司久見と記されているように、久見は綱領郡司であつたことがわかる。上掲の元慶五年条や弁済使の出現に関わる天曆元年官符においても、なお綱領郡司の役割は重要視されており、ここでは郡司(大嶋郡か)久見による京上が待たれるところであつた。

【C】(『平安遺文』二九八号)

①件輪、依_二先日仰_一轆轤引一具・只輪一具直給已_レ了也。「／内催取。金塗一具即可_レ具_二横上_一之。／②一、淡路守宅事。／件宅直、自_二伊与国忠許_一、借_二錢百六十貫_一持来即充□(行カ)「／直。本直三百五十貫者、猶以未_レ下_二三百余貫_一也。件屋被_レ／更無_二雜屋_一。只今屋不_レ可_レ立。是依_レ無_二料物_一也。此由屢_レ／修理進。清胤參上之後、用物勘文度々奉_レ入。用残之「／勘文也。／③一、吉正・滋忠等預物事。／件船、道間平安著岸、即米錢依_レ員散用已_レ了。在□「／米等須_レ下如_二送文_一分行_上者也。而或依_二国定_一分行_上人々_一、或「／手官人等例物可_レ請者所_二充行_一也。但抄帳勘畢之「／解等請之日、頭助并勘手之外官人物志者、而遣_レ／更無_二他術_一。如_レ此之間、必有_二事怠_一歟。以_レ之為_レ歎。為_レ／④一

【D】(『平安遺文』未収)

「□□□(清胤カ)□。／謹上遷替院(政所)。

C・Dは年月日未詳の断簡で、Dは文書の末尾のみで、現存のいずれかのものと接続するののか、あるいは別の文書に関連するものかが不明であり、内容もわからないので、存在のみを示しておく。

Cは四項目（以上）の事柄を記した言上状である。①の輪・轆轤引・只輪・金塗は未詳で、横上は長い旗を垂らして張るために、上端につけた横木、または船の艫に立てた鳥居形の構造物の上の横木のことであるが、これまで見てきた文書との関連などは手がかりがなく、やはり不明としておきたい。轆轤引・只輪の代金について、先日の指示によって支払ったとあるので、前周防守の用務によるものであり、銭の収支にも関わる報告であろう。

②は淡路守外従五位下海正澄（『外記補任』応和三年条尻付によると、康保二年正月三十日任）宅の購入に関わる報告である。この宅地の価格は銭三百五十貫文であり、伊予国忠という者から百六十貫文を借りて支払いに充てたが、なお百余貫が未払いであるという。伊予国忠は不詳であるが、『小右記』長徳二年（九九六）十月十三日条に大領闕により転擬した伊予国温泉郡少領伊与連時兼、『魚魯愚鈔』卷六に「美作目伊予安高（皇后宮大夫源朝臣長和四年給）、治安四年（一〇二四＝万寿元）春」などが知られ、伊予国の出身者と目されるものの、前周防守や清胤王との関係はわからない。この淡路守宅には雑屋がなく、今は料物の欠如により建物を建てることができないことを報告している。このこととはしばしば申上しているところで、修理は進めているので、清胤王が都に参上してからは、用物の勘文を度々送っていること、それは用残勘文の中に含まれていることなどを伝えている。この宅地購入は、あるいは二条殿が修理不可能なことを見越して、清胤王らの新たな活動拠点として、または前周防守の帰京後の住居として準備を進めているものかもしれない。

③は綱丁などと推測される吉正・滋忠の預物が到来したことを報告するものである。この預物は船で運上され、I—③のような事故もなく、無事着岸しており、米・銭は規定通りに使用したと述べる。「在□」「」の米などは送文に従っ

て分与すべきであるが、国の指示により人々に分与したり、主税・主計寮の勘手の官人が例物（G—③「公事勘済料銭」）を要求した場合に充当したという。但し、抄帳を勘畢した時点で解などを請う際には（『朝野群載』卷二十七寛治八年〔二〇九四〕十一月二十四日撰津国前雑掌津成安解では主計寮惣返抄を申請している）、頭・助や勘手以外の官人にも志物が必要であり、残りの物では不足するので、さらに送付を要請する次第であった。他に方法はなく、このままでは支障が生じることを強調して、料物の運上を求めているのである。ここにはKで触れられているのと同様の状況が看取されるが、その先後関係は不明であり、Cをどの時点に位置づけるかは保留せざるを得ない。

以上、清胤王書状群について、私なりの内容理解を整理し、若干の考察を試みた。前後の状況が不明のものが多く、文意を正確に把握できなかった部分もあるが、これをふまえて、以下、十世紀中葉段階の国務従事者の様相や国司交替のあり方などに検討を加えてみたい。

二 国務に携わる人々

清胤王書状群に登場する清胤王については、三世王の肩書しか知られず、彼がどのような人物であったかはわからない。九世紀の良吏には弘宗王（『三代実録』貞観七年二月二日条、同十三年十月二十三日条）のような王族もいたし、中井王（『続後紀』承和九年八月庚寅条）、また武門の平氏の祖となる高望王や平将門を反乱に導いた興世王などのように、地方行政に関与しつつ土着を企図する者も出現している。清胤王も地方行政に通暁する存在として、周防守某の郎等として下向、この前周防守の交替事務を執行する役割を担う活動を展開しているのであろう。この清胤王の国務機構

上の位置づけとしては、弁済使と見る説³⁵⁾、あるいは『朝野群載』卷二十二「国務条々」第三十八条に「一可_下以_三公文優長人_一為_中目代_上事。諸国公文目代必少_三優長_一。然則不_レ論_三貴賤_一、唯以_三堪能人_一可_レ為_二目代_一。公文未練之者、勘_三濟公文_一之時、并前後司分付之間、極以不便也。事畢之後、搔_レ首無_レ益_一」⁽³⁶⁾とある公文目代の役割に比定する説などが呈されている。

これらのうち、弁済使説に対しては、後者の立場から、三世王という出自の高さや在国して佃を経営している点などからは疑問とする指摘がなされており、私も前章で見たような清胤王の幅広い役割や在地の人々との関係などから考えて、上掲天曆元年官符のような単なる弁済使の活動には収まらない地位を想定すべきであると思う。では、それを公文目代の如きものと解すべきかとなると、清胤王の活動はさらに広範囲に亘っていることを考慮したい。

d 『新猿樂記』四郎君条

四郎君受領郎等、判史執鞭之囚也。於_三五畿七道_一無_レ所_レ不_レ届、於_三六十余国_一無_レ所_レ不_レ見。乘_レ船則測_三風波之時_一、騎_レ馬廻_二達_一山野之道_一、於_三弓箭_一不_レ拙、於_三算筆_一無_レ暗。入境者着府之作法、神拜着任之儀式、治国良吏之支度、交替分付之沙汰、不与状之文、勘公文之条、雖_レ有_二等者_一、更莫_レ過_レ之者。是以凡_レ庁目代、若_レ濟所_一・案主_一・健児所_一・檢非違所_一・田所_一・出納所_一・調所_一・細工所_一・修理等、御厩_一・小舎人所_一・膳所_一・政所或目代或別当、況_レ檢田使_一・收納_一・交易_一・佃・臨時雜役等之使、不_レ望自所_一懸預_一。但民不_レ弊濟_三公事_一、君無_レ損自有_レ利上手也。仍得_三万民追従_一、宅常贍、集_三諸国土產_一、貯甚豊也。(中略) 故除目之朝、不_レ云_三親疎_一、先被_三尋求_一者也。

d は藤原明衡（永祚元年〔九八九〕？～治暦二年〔一〇六六〕）の晩年の作とされる『新猿樂記』の一節で、十世紀末～十一世紀半ばの史料ということになる。ここに描かれている四郎君は交通路の把握、武力・算筆能力、そして国務に関わる諸儀式の心得、公文の取扱い、国衙の分掌組織である「所」や国使の任務など国務全般への通暁という形で、

周防前司某——御館侍達(H)、遷替院侍主達(B)…周防前司の館に仕える人々

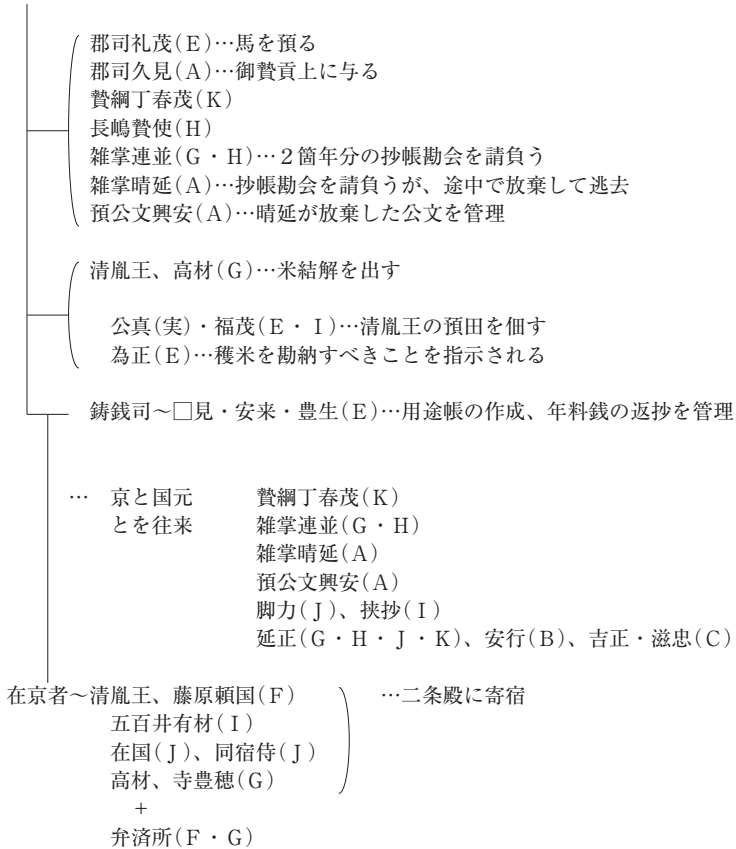


図1 周防国の国務に携わる人々

すべての役割を兼備した存在であった。十一世紀半〜十二世紀前半頃の国務機構のあり方を窺わせる「国務条々」では、上述の公文目代の他に、「吏幹勇敢郎等」(第六条)、「公文優長人」(第十八・三十八条)、「能書之者」(第四十条)、「堪能武者」(第四十一条)などと、それぞれの役割を有する人に分化しており、四郎君は受領郎等の理想像を示したものである。ただ、清胤王にも様々な役割を一人に体現した様子が看取され、国務の実務を統括し、その下に郡司など在地の人々を手足として使うことで、京下者と在地人の

調和・協力の下に国務を遂行する受領郎等の上首者として位置づけることができるのではあるまいか。⁽³⁷⁾

この点を清胤王の活動と人的関係からさらに考究してみたい。清胤王を受領郎等の上首者と述べたが、清胤王書状群には一通だけ藤原頼国と清胤王の連署のものが存する（F）。とすると、清胤王は頂点に立つ唯一の存在ではなく、等輩として何人かの人々と共同で交替事務に携わったのではないかと考えられてこよう。この藤原頼国、Jで清胤王が牛車使用に関わって器具の修理を申請している在国、Iで湿損した積荷の対処に赴いた五百井有材、Gで清胤王とともに米結解を呈している高材や米代銭の勘済に務めている寺豊穂などの面々は、在京者と目され、彼らは清胤王と同様の資格で前周防守の用務に従事していたと見ることができるとはいえないものの、藤原頼国以外の人々の活動は清胤王を介して伝達されているので、やはり清胤王は彼らを統括する立場にあり、藤原頼国だけが清胤王に相並ぶ地位にあったと解するのがよいであろう。

となると、清胤王と藤原頼国の二人で彼らを統括していたのであろうか、あるいは藤原頼国は別集団を率いて、役割を分担して活動していた可能性も考慮しておく必要がある。前者であれば、Fでは連署になっているが、通常は前周防守への連絡は清胤王が担当しており、清胤王の方がやや上位者となるし、清胤王書状群には交替事務の大方が記されているという理解が可能になる。後者の場合は、藤原頼国は独自の用務を遂行しており、清胤王書状には見えない事態も進展していたことを想定する必要がある。但し、この点は現存の清胤王書状群が清胤王のすべての書状を残存したのか否かが不明であり、結論が出る問題ではないが、史料に残っていない事柄があることは念頭に留めておくべきであろう。

清胤王らは京内では二条殿に寄宿しており、これは二条の何処かに存した前周防守所有の邸宅で、前周防守は淡路守海正澄の宅地を入手しようとしていた（C）。この他に、弁濟所（F・G）が存在している。その所在地としては、

I—③で周防国からの運上船が河尻に到着したことが記され、上掲『貞信公記』天曆二年六月四日条には伊予国の山崎宅が知られることを参照すると、西国諸国は物資搬入と京宅からの適度な距離にある淀川沿いに弁済使が管理する倉蔵を有していたのではないかと思われる（尾張郡司百姓等解文第二十三条によると、尾張守藤原元命は京宅以外にも、都からは東方にあたる近江国坂田郡の琵琶湖東岸の要港である朝妻の地に物資を搬入させていたとある）。五百井有材はこの地にあつて物資を管理していたものと目され、清胤王はこうした京周辺の関連施設をも掌握する立場にあつたことになる。それ故に、弁済所の物資を出納・借用することが可能であつたのである。

清胤王は牛車を使用して出かけていたようであるが（J）、清胤王書状群には佐出納（K・F）、主税寮助（K・A）、贄殿別当の蔵大主（I）、藤蔵人（G）、右中弁（F）、前遠江権守（A）など、清胤王に交替事務の便宜を図つてくれたり、教導してくれたたりする人々が登場する（その他、G・Cに主計寮の関係者が見える）。彼らは実務を掌る部署の官人であり、こうした人々と意思を疎通し、人脈を築いておくことが重要であつた。後代の史料であるが、「国務条々」第一条「一随_二身不与状并勘畢税帳事_一」には、「不与状者語_一勘解由主典_一、清_二書之_一、勘畢税帳者就_二主税寮得_レ意判官_一属_一、書_二写之_一。是皆蜜々所_二写取_一也。但以_二件帳等_一、為_二後任_一勘_二濟公文_一也」とあり、受領赴任時には前々司と前司の間の交替政に関わる書類をよく参酌しておくことが、前司から後司となる自分への分付・受領の際に大いに役立つという心構えが示されており、そのためには関係部署の実務を掌握する人々とのつながりが必要であつたのである。

e 『中右記』元永二年（一一一九）十二月二十九日条

（上略）今夜因幡守宗成任中公文欲_二成終_一之_レ处、主計頭師遠放_二総返抄_一了_レ（今夜請印）。主税寮（頭光平）、欲_レ放_二返却帳_一之所、寮官等中申出云、八幡宮宝塔院加挙稲返抄竝_二千手院加挙返抄未_二到来_一如何。乍_レ驚以_二本國雜掌侍近遠_一令_レ陳云、件両条槩本國不_レ存、隨九箇年間從_二本所_一無_二其催_一之上、不_レ載_二國抄帳_一。又濟事経則今朝未到返抄之中不_二書

入如何。若可有二件返抄一者、濟事經則何不書未到返抄目錄哉。凡此事無實歟如何。且又以二近遠一觸二頭光平一之所、答云、件返抄沙汰之後可奉返却帳也。天已明了。檢非違使府生經則ハ、長実朝臣申成因幡国公文之弁濟使也。以此旨尋問之所、答云、件宝塔院・千手院ハ本国之國分寺中之事也。仍彼加举稻於本国成了、講師返返抄也。驚此事相尋之所、從国具雜文書所上也。濟事經則依不尋、又不可取出也。仍乍驚付濟事了。又八幡宝塔院別当円賢、竝權僧正行尊二相尋之所、不知之由有返状。取件文書付濟事經則了。又檢非違使志有貞ハ主稅寮大頭、能知寮中者也。相尋之所、申云、件兩寺不知本所。府生經則ハ數代之因幡弁濟使也。可隨彼經則申状一事也者。以此等返事令見大炊寮光平之所、本国陳旨尤道理也。仍正月六日叙位儀以前送返却帳也。件返却帳之奥二注元永二年十二月二十九日由也。六日夕総返抄・返却帳一度二以筑前介俊兼令持參殿下、以職事顯行御覽了（叙位五日依御衰日延引、六日被行也）。本国不誤之上、返却帳輿皆元永二年十二月二十九日之由各注入也。仍存任中之由也。先例或総返抄・返却帳取正月除目以前之輩無指過怠時、依宣旨列任中也。主稅寮若不任中列者、必可奏事之由也。凡構出無實事、雖一日一奏事之由也。此間事、外記史生重宗・筑前俊兼偏所沙汰知也。凡構出無實事、雖一日一抑留公文、天道在上、誠可有恐事也。是主稅頭光平目代与濟事經則作出事歟。又大藏省年料濟事頼経・長殿濟事貞仲二人、及夜半不送件兩通返抄。是偏貪物之上、非常心性之所致也。予独存公平、企此事、末代無益之故有如此妨歟。貞仲第一之非常者也。偏欲留公文之者也。仍書置也。無本意輩。主稅頭光平（於事有難洪氣也）。又同允章宗兼量、件二人不加判。又主計允経茂・俊職、属宗茂不加判。申殿下御教書依遣二寮一放返抄也。是官人之中雖有不加署之輩可放返抄之由也。又件御教書状有文書失錯事者、追可有沙汰、不可遲引由被仰下也。乍見此御教書、以無実一抑留、是光平所為甚奇怪也。施会釈輩。大藏卿長忠、祭主親定卿、典藥頭雅康、仁和寺寬助僧正、権別当法印永縁、岡本

寺別当僧（不知名、奈良人也）、左中弁為隆、皇后宮亮經忠、大進惟信・有成、采女正盛親、齋院長官家俊。此外人々有二小会积一輩甚多。不レ置。凡者在世之間、為レ人施二会积一之現報、只在今日可レ知之。仍万人合力成二此公文一也。長実朝臣成二公文一之後、隆時、時範、正盛、長隆四代国司不レ成二公事一。凡廿二年成二四度公文一、尤可レ謂二殊功一也。群議之処何不レ蒙二勳賞一哉。凡納官封家雜丁己及八十所返抄取集、付二主計寮濟事一了。從二主計寮書分、又送二主稅寮云々。返抄中触二租穀正稅一返抄を書分、草案主計寮官加判送二主稅一也。主計允俊職ハ左府生敦利男也。晦夜閉レ門不レ相逢。但兼日少々給物之殘物、遣二下文所不レ取入一也。後日敦利申院、件物儘可レ給之由被レ仰二下本国一畢。依二院宣給物之所千万已取了。晦夜隱レ了不レ加判。依二殿下御教書放レ返抄一也。国司訴ハ不レ被二裁許一、二寮官人事裁許。於レ今者亡国公文、後人定難濟歟。

これも後代の史料であるが、eに描かれた因幡国の知行国主藤原宗忠とその子因幡守藤原宗成の任中公文勘済の様子も興味深い（天永元年（一一一〇）七月二十九日任く保安元年（一一二〇）正月二十八日得替）。e以前の十二月十六日に減省・班符が下され、十八日には不堪佃田に関する文書五通とともに奏上、二十二日にこれらに関わる官符が請印されており（減省・班符に関わる文書の実例は『朝野群載』卷二十六に見える）、これらにより受領任中の責務を数的に算定する基準値が確定することになる。これにより交替政が円滑に進展する筈であったが、年も押し詰まった二十九日の段階で、主計寮の長官中原師遠が惣返抄を放ち、主稅寮の長官賀茂光平が正稅返却帳を放とうとしたところ、公文の審査にあたった寮官から八幡宮宝塔院と千手院の加拏稻返抄がないという指摘がなされ、宗忠は大いに慌てることになる。このままでは任中公文勘済が果せなくなるからである。

そこで、宗忠は因幡国の雑掌で侍の近遠に調べさせ、また当時檢非違使別当であった宗忠の下僚で、檢非違使志有貞が主稅寮の事務にも精通していたので、その助言によって、やはり下僚で、因幡国の代々の弁済使を務める府生内藏經

則に尋ねたところ、この宝塔院・千手院というのは因幡国の国分寺の中にあつて、その加挙稲の決算は本国で実施しており、国分寺の講師が返抄を放つていたことが判明するのであつた。こうした事情を主税寮に告げたところ、主税寮側も漸く納得し、正月六日の叙位以前に、十二月二十九日付で返却帳を送つてもらい、すべての手続きを完了することができたという次第である。その後、宗成は後司である藤原時通（知行国主は藤原宗通〔宗忠の父宗俊の異母兄弟〕。時通は白河院の近臣藤原長実の子で、宗通の養子）から不与解由状を發給してもらい（『朝野群載』）卷二十六元永三年（保安元）十一月二十二日因幡国司解、受領交替が完遂している。

宗忠は交替手続きの最後の最後で出来たこの不手際に不快になり、eでは次のような人々を非難的にする。

主税頭賀茂光平：難洪の気あり

允章宗・兼量：加判せず

濟事経則：無実のことを申し立てる

大藏省年料濟事頼経：夜半に及ぶまで返抄を送らず

長殿濟事貞仲：夜半に及ぶまで返抄を送らず

主計允経茂・俊職、属宗茂：加判せず

宗忠は返抄への加署を遅引することを戒める殿下御教書、即ち摂政藤原忠実の存在・支持をちらつかせながら圧力をかけているが、特に実務官人たちが加判してくれないと書類が完成しないので困つたようである。濟事頼経・貞仲の二人に関しては、「是偏貪_レ物之上、非常心性之所_レ致也」と評しており、彼らを動かすには公事勘濟料以外の給付物の必要性も窺われる。ただ、「凡納官封家雜丁已及八十所」返抄取集、付「主計寮濟事」了。従「主計寮」書分、又送「主税寮」云々。返抄中触「租穀正税」返抄を書分、草案主計寮官加判送「主税」也」とあるように、因幡一国だけでも膨大な書

類が複雑に行き交つており、中央官人の方も業務過多であることは否めない。主計允俊職は非難の対象ではあつたが、彼は左府生敦利の男であるといい、「兼日少々給物」云々とあるので、一方では激務に従事してくれた点にも言及しているものと思われる。

清胤王書状群からは時代が離れてしまつたが、こうした文書行政の複雑化と実務官人の助力は益々大きくなっていくものと考えられ、十世紀後半の状況を推測する上でも参考にした。そして、清胤王書状群には弁済使の活動は明確ではないが、雑掌の存在は知られる。但し、この段階では受領郎等や中央中下級官人が登用されるものではなく、雑掌は在地人から選定されていた。その点では贄綱丁として現れる郡司クラスの人々ともども、清胤王の交替事務推進には在地の人々との協業が不可欠であつたのである。郡司はまた、清胤王が在国していた時の佃の耕営を担当しており、清胤王個人としても大いに依存すべき存在となつている。Hの「付延正長嶋贄使進上」を延正_{II}長嶋贄使と解すると、K・JとGでも文書を付託して下向させたことが見える延正は郡司クラスの者で、単に文書送付に従事するだけでなく、清胤王の状況・意図を忖度して前周防守に伝達する役割が期待されていたのではあるまいか。Jに「脚力昨日午上参著」と、個別の人名が記されない脚力とは異なる権能を有していたと考えてみたい。

弁済使の初見史料である上掲天曆元年官符には、「成返抄之時、合計於在下史生、補欠剩之日、矯事暗愚綱丁」とあり、弁済使の介在はあるものの、中央進上物や返抄の管理は従来の国郡機構が担つており、在地の人々を登用する実務担当者の役割が大きかつたものと思われる。但し、九世紀の雑掌については、「頃年依符進国雑掌一人、未必其人、況懐士之民、有心早帰、無勤覆申、多受勘出、不得細弁」（『三代格』巻七嘉祥二年三月八日官符）とあり、これは大宰府の申請により「応聴管内諸国次官已下主典已上官人入京事」を令した際のものであるが、その答弁能力の不足や在地への帰還志向が指摘されており、清胤王書状群でも雑掌晴延の公文放棄・逃去（A）が記され

ていた。Aで晴延が放棄した公文を管理している預公文興安は在地人で、雑掌の低位者なのか、あるいはこうした雑掌の能力低下に対処すべく、受領側で郎等などを補助・管理者として起用したもののなか、不明の部分が多いが、後者であれば、十世紀以降の雑掌が中央中下級官人に置換されていく端緒的事象を窺わせる事例となろう。とはいうものの、もう一人の雑掌連並は自分の担当分の抄帳勘会を推進しており、なお在地出身の雑掌に期待される場所であった。

以上を要するに、清胤王書状群の歴史的段階としては、受領郎等のような京下者の役割が表出する一方で、多くの実務面ではなお在地の人々の活動や京上に依存するところであり、この協業を安定的な体制として構築していく途上にあったと考えられる。その意味では尾張国郡司百姓等解文に記された対立構図は例外的なものであり、前周防守の交替事務に集う人々の姿が一般化可能な形態であろう。清胤王書状群よりは少し前になるが、承平四年（九三四）末に交替政を終えて帰京する前土佐守紀貫之の離任場面では、藤原のときぎね・橘のすゑひら・長谷部のゆきまさ・某まさつら（『土左日記』承平四年十二月二十二・二十七、五年正月四・九日条）などのように、貫之との別れを悲しみながらも、土佐国に残る者があり、彼らは貫之の下僚の任用国司か、あるいは在地出身の国書生・判官代であったと推定される。また「八木のやすのりといふ人あり。この人、国に必ずしも言ふ使ふ者にあらざなり」で、貫之に餞別をくれたという人物もいた（承平四年十二月二十三日条³⁸）。貫之は「守がらにやあらむ、国人の心の常として、今はとて見えざるを、心ある者は、恥じずになむ来ける」と、自らの善政を誇る筆致であるが、むしろこの段階ではこれが通常であったと思われる。

その他、平将門が国家に対する反乱へと向かう端緒になった武蔵国の紛擾への介入に際しては、『将門記』承平八年二月条に足立郡司判官代武蔵武芝について、「年来恪_レ謹_レ公務_一、有_レ誉_レ乏_レ謗_一。苟_レ武芝活郡之名頗聰_二国内_一、撫育之方普在_二民家_一」とあり、権守興世王・介源経基の行為に対しては、「仍国書生等、尋_二越後国之風_一、新造_二不治悔過一卷_一、

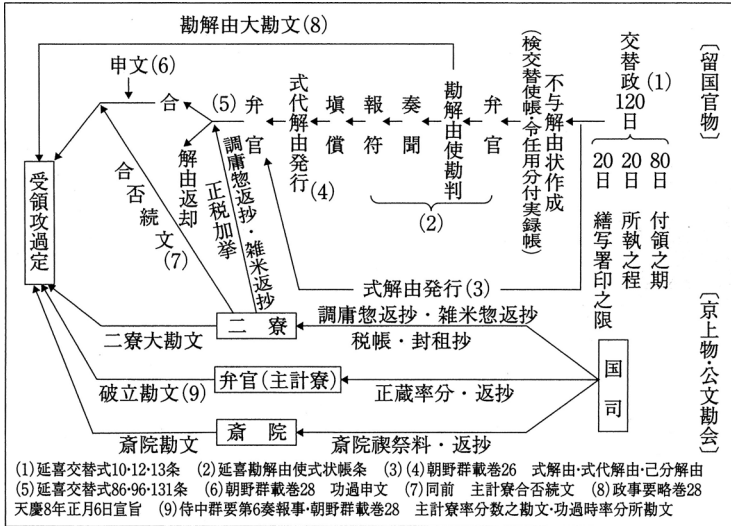
落_二於_一庁前_一、事皆分_二明_一於_二此_一国郡_一也」となったというが、これは国司側に問題がある事例であった。将門が坂東諸国を席捲し、国司らを追却する場面では、「庁衆哀慟留_二於_一館後_一、伴類徘徊迷_二於_一道前_一」（常陸）、「国内吏民、頓_レ眉而涕涙、堺外士女、拳_レ声而哀憐」（下野）などと描かれており、国司との協調が保たれていた様子も窺われる。その意味では清胤王書状群に看取される形態こそが、当該期の国衙の組織を知る材料として重要になるのであるが、国元の状況は断片的にしかかいまみることができず、国衙機構の実相解明はさらなる課題とせねばならない。

三 国司交替と清胤王の役割

前土佐守紀貫之の帰京の様子を記した『土左日記』冒頭には、「ある人、泉の四年五年はて、例の事どもみなしをへて、解由などとりて、すむ館より出で、船にのるべきところへ渡る」とあり、ここには後任者の遅れで足かけ五年の任期になった不満を表現するとともに（貫之の着任は延長八年（九三〇））、後任の島田公鑑に国務を引き継ぎ、交替手続完了証明書である解由状（この段階では不与解由状か）を受納した旨が述べられている。貫之は承平四年十二月二十一日に自分の国司館を出発するが、二十五日条には「守の館より呼びに文もて来たなり。よばれていたりて、日ひと日、夜ひと夜、とかく遊ぶやうにて明けにけり」、二十六日条「なほ守の館にて、饗じ喧りて、郎等までもの纏頭けたり。漢詩、声あげていひけり」、二十七日条「鹿兒崎といふ所に、守の同胞、また他人、これかれ酒なにと持て追ひきて、磯に下り居て、別れがたきことをいふ。守の館の人々のなかに、この来たる人々ぞ、心あるやうには言はれはのめく」などあり、後司からの饗宴に与っていることが知られる。即ち、前司と後司は土佐国において交替政を行っているのであり、後司は郎等などを伴つてもう現地入りしていたのである。

「国務条々」第十八条には、「一擇吉日^一始^二行交替政^一事。神拜之後、擇吉日^一可^二始行^一之由牒送。前司随則送^三分配目代於新司許^一行^レ之。至于勘^二公文^一目代^上者、更不^レ可^レ論^二貴賤^一、用^下達^二其道^一之者^上可^レ〔耳カ〕とあり、任国において前司と後司が交替事務を行う際の心得が記されている。第十九条では「一交替程限事。外官任訖、給^レ暇装束。近国廿日、中国卅日、遠国卅日。除^二装束行程^一之外、百廿日為^レ限。分為^二六分^一、四分付領之期、一分所執之程、一分為^二繕写署〔署カ〕印之限^一。分付^二受領過^三其定限^一、解^二却見任^一并奪^二俸料^一云々」とあって、『延喜交替式』第十三・十二条を引き写して、交替完了の期限を定める。こうした任国での交替政は「国務条々」の時代（十一世紀末から十二世紀前半）には行われていなかったものと思われるが、国司交替の基本形として掲げられているのである。なお、長元三（一〇三〇）・四年頃に上野国の前司介從五位下藤原実業と新司介從五位上藤原良任が交替のために分付・受領を行った（上野国は親王任国なので、介が受領）際の「不与解由状案」とでも称すべき「上野国交替実録帳」（『平安遺文』四六〇九号）では、官舎・神寺などの建物の修営状況や「無実」をめぐって、厳しい「勘陳」問答が取り交わされる様子が看取される。

「国務条々」第二十条「一擇吉日^一可^レ度^二雜公文^一由牒^二送前司^一事」には、後司が受領すべき文書として、前々司任終年四度公文土代、交替廻日記、前司任中四度公文土代などが挙げられており、「上野国交替実録帳」にも前・後司が「代^二代不与解由状^一」や「度度交替実録帳」など、以前の交替政に関わる文書の記載内容に言及しながら、丁々発止する状況が窺われる。上掲「国務条々」第一条には、後司に前々司と前司の交替の時の不解由状や勘畢税帳を入手・携行すべきことが指南されているのは、正しくこの「勘陳」問答に備えるためであった。ただ、「上野国交替実録帳」が「不与解由状案」と称されるのは、こうしたやり取りは代々の交替の際に毎行われており、今回の不与解由状作成に際しても、以前の文書に書き込み・訂正を行いつつ下書きを作る方法がとられていたことが看取されるためであり、「勘陳」



(佐々木恵介『受領と地方社会』〔山川出版社、2004年〕48頁)

図2 国司の交替と功過制度のしくみ

問答すらも前例踏襲の形式化に陥っていくことが展望される。

以上は不与解由状発給のための留国官物と称される、任地における正倉の物品や官舎・池溝・社寺の修理状況掌握に関わる作業であり、交替政にはもう一つ、京上物・公文勸会、即ち中央進上物の弁済や関係文書の照合が必要で、これが清胤王書状群にかいまみられる行程である。清胤王書状には「謹上前周防前司御館侍主達」(H)、「□」(謹カ)上遷替院侍主達御中」(B)、「謹上遷替院(政所)」(D)のような充所が記されており、前周防守某はな周防国に滞留し、「長官御京上之時」(G)と、後日の上京が期されるべき状況であった。Kには調帳・大帳の勸会が終了したとあるので、調物の大枠や課丁数の確定による賦課基準値の算定の基礎が固まり、次いで税帳勸会などが進行していくようである。その進捗状況や清胤王の活動を整理すると、表1のようになる。

交替政のうち、清胤王が意を砕いたのは抄帳の勸会であり、これは惣返抄の発給に帰結するものであった。そもそも

表1 清胤王の活動と交替政の進捗状況

- I 京および周辺の出来事に対処
- a 京内で拠点になる邸宅の維持・整備…F—②、B、E—⑤、C—②
 - b 京内での費用の不足を訴える…K・J、C—③
 - c 在京する人々の統括…J、G—⑥・⑦
 - d 弁済使…F—①
 - e 国元からの船荷が湿損…I—③
 - f 京中の動向を把握…F 追而書
 - g 輪の製作…C—①
- II 公文勘会を進める
- a 調帳・大帳の勘会…K
 - b 抄帳の勘会…I—④、F（5月:日収未勘）、G—①・②（6月:日収寮料の催促）、B（8月）、E—③（閏8月末:始勘・覆勘が終了）、A—②（9月:料物の進上）
 - c 各所からの日収入手…B
 - d 貞観殿用途帳・貞観殿用物官符…B、E—③
 - e 蔵人所布直…K、E—③
 - f 鑄銭司用途帳…（F）、E—④
 - g 右衛門府の大糧米…A—①・④・⑤
 - h 惣返抄…E—②
- III 料物の催促・勘済を促す
- a 贄の進上…K、I—③、H、G—④
 - b 蔵人所関係…K、E—③・⑧
 - c 修理職関係…K
 - d 内蔵司銭…F—③
 - e 調庸の進上…F、E—①
 - f 右衛門府の大糧米…A—①・④・⑤
 - h 鑄銭司の料物…E—④
 - i 公事勘済料銭、勘手官人等への志物…E—③、C—③
- IV 負担額の決定を通知
- a 用钱…K・J、G—④
 - b 率分…F
 - c 春米…A—①
- V 返抄を得る
- a 贄…K
 - b 蔵人所関係…I—②、B
 - c 内蔵司…F—③
 - d 日収寮料…F、G—①
 - e 諸司の返抄…G—②、B、E—③
- VI 国元での出来事に対処
- a 預田の耕営…I—⑤、G—⑥、E—⑥
 - b 国守の裁定を仲介…E—⑦

も律令国家の財政は地方からの中央進上物が期日までに完納されることを前提に予算が立てられていたが、八世紀後半以降には調庸物の匱悪・違期・未進が顕在化し、この前提が揺らいでいく。『三代格』卷八承和十年三月十五日官符「応令^三主計寮下^三知諸国調庸并副物封家未進数^一事」には、「調庸并雑交易物納畢之日、郡司綱領受^三取諸司諸家返抄取文^一、付^三領雑掌^一。々々為^レ請^三返抄^一与^三寮官^一共勘^三会抄帳^一。其寸絹撮米有^三未進^一者、不^レ与^三返抄^一。今為^レ知^三未進数^一、搜^三勘年々返抄取文^一、半是紛失、無^レ由^三勘知^一。尋^三其失由^一、或為^レ計^三会抄帳^一、雑掌受取入京、其身死去不^三返上^一、或不^三全繕収^一、在^レ国紛失。如^レ是之類触^レ事多端」という問題が指摘され、天長三年五月二十五日官符で中央諸司に指示されていた部分的な返抄（仮納返抄）とも言うべき日収の発給を、封戸を有する杜寺・王臣家にも命じている。

その後、卷十七承和十一年閏七月七日官符「応令^下出納諸司署^三於進官雑物取文^一給^中綱丁^一事」、貞観十年六月二十八日官符「応令^三封家用^レ印事^一」などにより、捺印日収が成立し、これにより直接輸納担当者としての綱領郡司と、受納者である諸司・諸家の間には個別に勘納がなされることになり、主計寮はその全体的な輸貢責務完了を確認するために国司に対して調庸返抄を授受するようになるのである。さらに卷八寛平二年九月十五日官符「応令^三後司弁^三濟前司任終年調庸雑物未進^一事」による任終年制の成立により、四年間という国司の任期の責務が数量的に表示され、卷五寛平八年六月二十八日官符「応勘^下却不^レ受^三調庸惣返抄^一国司解由^一事」において、「任中調庸惣返抄」のしくみが完成するのであった。⁽⁴⁰⁾

『政事要略』卷五十一齊衡二年五月十日官符「応下^三准^三未進調庸数^一没^三国司公廨^一并調使帰^レ国事」所引仁寿二年四月二日官符には、「今須^下諸国調使、雖^レ有^三未進^一、勘^三損益^一畢、便遣^三帰国^一、与^三官長^一共催^三督未進^一、兼以^三公廨^一弁備、速令^中納訖^上。其使政惣成之日、勘^三会抄帳^一、并受^三返抄^一、並如^三常式^一」とあり、これは毎年の返抄授受の段階のものであるが、抄帳との勘会のあり方が窺われる。一方、『朝野群載』卷二十七寛治八年（一〇九四）十一月二十四日撰津

国前雜掌津成安解には、「去応徳二三・寛治元并三箇年料合文等、付抄帳所_レ奉取渡_二也」とあり、日収をとりまとめた合文と抄帳の照合が行われている。長治二年（一一〇五）正月二十二日山城国公文所返抄渡目録では、「注進主計寮方所々返抄渡目録事」とあつて、内蔵寮や中宮職以下計十八の諸司の返抄二十枚が進上されていた。清胤王書状群の段階では、返抄は一年毎に出されるものの、抄帳との勘合は任中分をとりまとめた形で行われており、これらの中間的な形態であつたことがわかるとされる所以である。⁽⁴⁾

f 『延喜式』卷二十三主計下

凡大和国交易所_レ進齋院四月賀茂祭冠絹十五疋、河内国白練卅疋、毎年二月送_レ之。其直用_二正税_一。竝以_二彼院返抄_一、勘_二会抄帳_一。

凡左馬寮秣料米、近江国百五十斛、備前国大豆八十斛。右馬寮料、播磨国米百五十斛、阿波国大豆八十斛。竝以_二彼寮請文_一、勘_二会抄帳_一。

凡左右馬寮牧田地子、除_二例用遣_一、国司交_二易輕物_一所_レ送、以_二彼寮返抄_一、勘_二会抄帳_一。

凡諸国所_レ進修理職交易檜皮并造瓦料魚・塩・海藻等、待_二彼職日収_一、勘_二会抄帳_一。

凡諸国進_二納斎宮寮_一調庸雜物、待_二彼寮移返抄_一、勘_二会抄帳_一。

凡鑄錢年料銅鉛者、備中・長門・豊前等国、毎年採送_二鑄錢司_一、即以_二司返抄_一、勘_二会調庸抄帳_一（銅鉛數見_二主税式_一）。

凡鑄錢司所_レ進年料錢、隨_二所_レ進數_一、且附_二綱丁_一収_二収文_一、至_二十年終_一令_レ進_二惣帳_一、勘_二会已訖乃与_二返抄_一。

凡諸国所_レ進勅旨交易雜物、使等取_二内蔵寮返抄_一、不_レ經_二省直勘会_一。

元来、調・庸は民部省・大蔵省に一括的に納入すべきものであつたが、諸司・諸家に分散的に納入されるようになるので、主計寮は全体的な納入状況を把握した上で、惣返抄の発給に及ばざるを得ない。そのため f には日収を以て主計

寮で勘会すべき事例が示されており、清胤王書状群でも修理職、内蔵司(寮)、また蔵人所などへの済物納入や返抄獲得の尽力が看取される場所である。但し、前章で触れたように、物実納入は綱丁^{II}綱領郡司が担当し、返抄を管理して抄帳との勘会を行うのは雑掌であり、清胤王は隔靴搔痒の思いを抱きながら、彼らの活動成果を報告するしかなかった。これも前章で触れたところであるが、清胤王は蔵人所関係者と目される佐出納、蔵大主^{II}贄殿別当、藤蔵人や主計・主税寮の官人と密接な連絡をとり、彼らの助言を得ながら、交替事務の進捗を差配し、その状況を前周防守に伝達している。G—①では二箇年抄帳の勘畢に向けて日収寮料下付のために藤蔵人に宣旨の発給を依頼したといい、中央諸司の事務促進のための活動が看取される。A—①では主税助、その立場は不明であるが、A—④では前遠江権守が情勢分析や助言を行っており、こうした実務の要諦を悉知する人々とのつながりが重要であった。これは前周防守と彼らの人脈によるものとも考えられるが、やはり三世王という清胤王ならではの交際力に依存する面も大きいと思われる。

g 『朝野群載』卷二十七康和五年(一一〇三)十二月二十六日長官成上文書状

前伯耆守公文事。右、无^二指所^一者、不^レ待^二次第^一、可^レ被^二成上^一之状、如^レ件。康和五年十二月廿六日 頭賀茂(在判)。官人御中。

C—③では抄帳勘畢に向けて、主計頭・助や勘手、またその他の官人に対する志物の必要性が報告されており、彼らは公事勘済料以外の給付に与ることを期待して、清胤王に助言・助力をしているのであろうが、頭・助はgのような文書で公文勘会を不次の形で進展させることも可能であった。勿論、これには勘手を務める算師などの同意が必要であるが、G—⑤では雑掌連並だけでは進捗を図ることができない状況に対して、清胤王が算師の始勘のための料物が欠如していることを伝達しており、清胤王はこうした中央実務官人の仕事ぶり・心性にも通曉していたと考えられる。その意味では、清胤王の役割は中央諸司との連絡・連繋による交替政の推進にあり、同様に在京して活動する郎等の統括、国

元から上京する綱領郡司・雑掌などへの催促と補助などを掌る司令塔のような働きにあったと位置づけることができよう。公文勘会については、五月～九月頃の日付が残る書状群に窺われる半年程の活動を経て、なお課題が残る状況であったが、七月～閏八月には不足する日収も徐々に獲得が進み、E―②では漸く惣返抄が話題に上るところまで至っている。ここに三世王清胤王を交替政に起用する意味合いがあり、綱領郡司・雑掌だけでは実現し得ない状況を打開する存在として、受領に不可欠の人材が求められた所以であろう。

むすびにかえて

小稿では清胤王書状群について、私なりの読解案を示し、受領の交替政に関わる人々のあり方や清胤王の役割・位置づけなどを検討した。清胤王は前周防守が保有する二条殿に寄宿しており、受領個人の用務にも携わっている。奈良時代には相模国調邸（『大日本古文書』四―五八～五九・八三・一一五）のような各国の施設が存したが、当該期は「国よりの収奪」から「国司よりの収奪」へと変化しており、受領がそれぞれに自分の組織を編成して、交替政を円滑に進めべき状況になっていたのである。そうした中で、清胤王は在京して活動する郎等の筆頭者として、三世王ならではの人脈・交際力を生かしつつ、中央諸司との交渉や交替政の進め方の指揮を掌り、前周防守の交替完了・京上の実現のために日々奮闘しているところであった。

当該期の受領の動静を知る史料としては、永延二年（九八八）十一月八日尾張国郡司百姓等解文があり、こちらは中央への物資運搬の様子も窺われるが、国内支配に関する事柄が主で、清胤王書状群では一端しかかきまみることができなかつた受領の国内統治や郎等の行動を解明することができる。解文で非法と非難されている尾張守藤原元命の活動に

ついでには、これはあくまでも国司苛政上訴という政治的な視点からの指弾であって、むしろ官物結解に基づいた根拠のある正当な催徴、任終年における徴税の苛酷さを読み取るべきであるという見解も示されている。⁽⁴⁾ こうした国内支配の様相の探究をさらなる課題として、蕪雑な考察のむすびにかえたい。

- (1) 寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(『山口県史研究』六、一九九八年)、山口県史「史料編古代(二〇〇一年)七〇七。写真版としては『山口県史』の付録、東京国立博物館古典籍叢刊編集委員会編『九条家本延喜式』四(思文閣出版、二〇一五年)がある。
- (2) 河野通明「古代末期の徴税過程をめぐる貴族階級の動向」(待兼山論叢 一、一九六七年)、高橋隆博「古代輸送考」(『史泉』四四・四五、一九七二年)、勝山清次「弁済使」の成立について」(『中世年貢成立史の研究』塙書房、一九九五年)、北條秀樹「平安前期徴税機構の一考察」(『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇年)など。
- (3) 寺内・北條註(1)論文。以下、語義や内容理解については多くをこの論考に依拠している。
- (4) 佐藤泰弘「清胤王書状群の書状と言上状」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年)。書状には一ツ書がなく、書体は書状・辞状は大きめの行書、言上状は小さめの楷書(書止文言と日付・署名が大きめの行書になっている例もある)で記されており、国司への諸報告・要請には言上状、送状や手続き状況の報告には書状が用いられ、ある程度の使い分けが看取されるという。
- (5) 拙稿「国務運営の諸相と受領郎等の成立」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年)。
- (6) 大根米については、佐藤信「民部省慶院について」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年)を参照。『三代格』卷十四寛平十年二月二十七日官符には年料租春米が諸司大根に充てられることが明記されており、『紀略』天延三年(九七三)六月十六日条には大根米を受け取る中央諸司と諸国との直接的な折衝の様子が知られる。『今昔物語集』卷二十八第五話「越前守為盛、付六衛府官人語」も参照。
- (7) 大津透「平安時代収取制度の研究」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年)、渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』九八の二、一九八九年)、下向井龍彦「撰関期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造」(『九州史学』一五六、二〇一〇年)、佐々木恵介「撰関期における国司交替制度の側面」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八年)など。『小野宮年中行事裏書』については、鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について」(『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年)を参照。
- (8) 拙稿「郡雑任と郡務の遂行」(『地方木簡と郡家の構造』同成社、二〇〇九年)。
- (9) 公式令辞式によると、辞は個人が本司・本属に上申する書式である。但し、実際の上申文書では解・牒・啓や「言」などの書式が用いられることが多く、その様相については、早川

庄八「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年)を参照。

(10) 『三代格』卷十六嘉祥二年九月三日官符「応_F南海山陽両道公

私船水脚停_ニ身役_一令_ト輪_ニ役料_一事」によると、大輪田泊では船瀬修造のために各国の船を足止めして、水手らを身役に徴発していたことが知られる。そうでなくても、泊には各国の船が停泊し、海賊対策や水路先導の便宜などを考慮して、船団を組んで航行するという方式がとられたのかもしれない。

瀬戸内海の航路については、栄原永遠男「奈良時代の海運と航路」(『奈良時代流通経済史の研究』塙書房、一九九二年)、松原弘宣「古代国家と瀬戸内海交通」(吉川弘文館、二〇〇四年)などを参照。

(11) 三上喜孝「平安時代の錢貨流通」(『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館、二〇〇五年)は、五百井有材を同乗の綱丁と見る。五百井氏は「姓氏録」では「不載姓氏録姓」に見え、「書紀」天武元年七月壬午条の近江方の盧井造鯨、大宝二年御野国味蜂間郡春部里戸籍の作成者である美濃目五百井造豊国(『大日本古文書』一一二四など)などが知られ、近江国粟太郡盧井邑のような地名もあるが、周防国における存在は不明とせねばならない。佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證篇第六(吉川弘文館、一九八三年)一八五頁を参照。ちなみに、

後述のように、私は五百井有材は弁済所にあつて物資を管理した人物と見るのがよいと考える。清胤王書状群では郡司・

雑掌など在地の人々は姓を記さず、名のみで表示されており、姓名を記すのは清胤王と同様の立場で都周辺にいた人物であることを示し、京内よりはこの事故現場に近い場所にあったので、逸早く様子を知ることができたのであろう。

(12) 日取については、北條秀樹「文書行政より見たる国司受領化について」(註(2)書)、註(2)論文、寺内浩「清胤王書状」と公文勘会(『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年)、抄帳については、俣野好治「律令中央財政機構の特質について」(『史林』六三の六、一九八〇年)などを参照。

(13) 俣野註(12)論文。

(14) 雑掌については、拙稿「国書生に関する基礎的研究」(註(5)書)、註(5)拙稿などを参照。

(15) 営料の下行については、佐藤泰弘「出挙から農料へ」(『日本史研究』六四一、二〇一六年)を参照。

(16) 瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書について」、山本信吉・瀬戸薫「史料紹介半井家本『医心方』紙背文書について」(『加能史料研究』四、一九八九年)、安原功「院政期の加賀国における院勢力の展開」(『ヒストリア』一三六、一九九二年)、拙稿「半井家本『医心方』紙背文書と国司の交替」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇四二、二〇一七年)など。

(17) 勝山註(2)論文、北條註(2)論文、寺内浩「弁済使の成立過程」(註(12)書)、註(5)拙稿など。

(18) 国司クラスの官人は複数の邸宅を有する例もある。橋本義則

「唐招提寺文書」天之卷第一号文書「家屋資財請返解案」(平安宮成立史の研究) 塙書房、一九九五年)を参照。なお、『小右記』治安三年十二月二十三日条に見える任終年の丹波守藤原資業の京宅が国人により放火された事件では、「亦無_レ宿直人_一、所_レ在者雜人_一二人云々」とあり、留守宅の管理状況が窺われる。

(19) 森田梯「平安中期の内蔵寮」(『平安時代政治史研究』吉川弘文館、一九七八年)。

(20) 「勘解由使勘判抄」については、増測徹 a 「『政事要略』所引「勘解由使勘判抄」詳解」(『史学論叢』一一、一九八五年)、b 「勘解由使勘判抄」の基礎的考察」(『史学雑誌』九五の四、一九八六年)を参照。その他、上村正裕・神戸航介・染井千佳・武内美佳・林友里江・森公章「『北山抄』卷十「史途指南」校訂文(案)と訓読・略解」(『白山史学』五一、二〇一五年)の事例も参照。

(21) 「新訂増補弁官補任」第一(八木書店、二〇二〇年)によると、この年の正月三十日に任、九月十七日左中弁に転任。安和元年(九六八)二月五日右大弁に昇任し、六月十四日勘解由使長官になっている。

(22) 大津註(7) 論文。

(23) 時代状況や目的は異なるが、『時範記』には因幡守として任国下向した平時範(右少弁を兼帯し、摂関家の家司であった)の下に頻繁に「京書」が届く様子が知られる。拙著『平安時

代の国司の赴任「時範記」をよむ』(臨川書店、二〇一六年)を参照。

(24) 北條註(2) 論文。なお、『中右記』元永二年(一一一九)十二月二十九日条(後掲史料 e)には、記主藤原宗忠の子である因幡守宗成の任中公文成終の様子が知られ、済事経則の「未到返抄目録」をめぐる指摘のあり方に不満が述べられている。

(25) 寺内註(12) 論文。

(26) 北條註(2) 論文。

(27) 「藏人補任」(統群書類従完成会、一九八九年)。

(28) 寺内・北條註(1) 論文四三頁。なお、『高山寺本古往来』(二四)の預米結解(二五)には公文所に下勘とある)での未納について、「是則去年春募_二秋時息利_一各進_二文契_一。申請人々々之中、或逃亡、或死去、或貧弊不堪、有_レ人无_レ弁。如_レ此之輩、不_二成申_一之所_レ致也」とあり、こうした運用方法が参考になる。

(29) 永宣旨料物については、大津註(7) 論文を参照。

(30) 早川庄八「宣旨試論」(岩波書店、一九九〇年) 一五〇、一五一頁。

(31) 註(14) 拙稿。

(32) 雑掌の変化については、註(3) 拙稿を参照。

(33) 綱丁の行方については、拙稿「郡雑任と郡務の遂行」(註(8) 書)を参照。

(34) 拙稿「良史の光と影」(註(3) 書)。

- (35) 勝山註(2) 論文。
- (36) 北條註(2) 論文。
- (37) 註(5) 拙稿。
- (38) 八木氏に關しては、拙稿「古代土佐国史料補遺三題」(『海南史学』三六、一九九八年)を参照。
- (39) 佐々木註(7) 論文。
- (40) 北條註(12) 論文。
- (41) 北條註(2) 論文。
- (42) 館野和己「相模国調邸と東大寺領東市庄」(『日本古代の交通と社会』塙書房、一九九八年)。
- (43) 北條註(12) 論文。
- (44) 小原嘉記「平安後期の官物と収取機構」(『日本史研究』六四一、二〇一六年)。拙稿 a 「尾張国解文試釈」(『東洋大学大学院紀要』五七、二〇二一年)、b 「尾張国解文と郡司・国衙官人」(『白山史学』五七、二〇二一年)も参照。